

朱子礼関係文献国訳(二) — 『朱子語類』卷八十五 —

山根 三芳
(教育学部漢文学研究室)

はじめに

本稿は『語類』卷八十四「礼二」(「朱子礼関係国訳」『朱子語類』卷八十四)―高知大学学術研究報告・第二十七卷 同教育学部研究報告・第二部第三(十一号)に続くものであって、『儀礼』十七巻を中心に問答した筆録の

『朱子語類』 卷八十五 記録者一覽表

国訳である。最初に、総論(十二節)と士冠(七節)・士昏(三節)・郷飲酒(二節)・聘礼(二節)・公食大夫礼(二節)・覲礼(二節)・喪服経伝(十八節)・既夕(二節)・少年饋食(二節)の九巻とに關する四十八節である。次に参考として卷八十五の記録者の一覽表を附記しておく。

門目	二 礼 (儀 礼)																		
	記録者名	義剛	葉孫	沈憫	萬人傑	陳淳	李祖	輔廣	陳文蔚	呂燾	胡泳	徐萬	林賜	李公謹	吳雉	李儒用	吳振	無記名	計
総論	2							2								1			12
士冠	3									1									7
士昏									1				1						3
郷飲酒																	1		1
聘礼							1												1
公食大夫礼									1										1
覲礼																			2
喪服経伝		2											1						18
既夕																			1
少年饋食															1				2
記録期間(朱子年輪)	63	61	68	50	60	58	64	58	69	68	60	65	?	65	69	64	?		
登載節数	8	7	7	5	4	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		48

なお、本稿は、昭和五十二年・五十三年度文部省科学研究費(一般研究C)による「朱子礼思想の総合的研究」の研究成果の一部である。

朱子語類卷八十五 計七版

禮一

儀禮

總論

(1) 河間獻王、得古禮五十六篇。想必有可觀。但當時君臣間有所不曉。遂至無傳。故先儒謂、聖經不亡於秦火、壞於漢儒。其說亦好。溫公論、景帝太子既亡。當時若立獻王爲嗣、則漢之禮樂制度必有可觀。又致堂謂、武帝若使董仲舒爲相、汲黯爲御史大夫、則漢治必盛。某如此差除、那裏得來。廣

河間の獻王、古禮五十六篇を得たり。想ふに必ず觀るべきもの有らんと。但だ當時、君臣の間曉らざる所有り。遂に傳ふること無きに至る。故に先儒謂へらく、聖經秦火に亡びずして漢儒に壞さる、と。其の説も亦好し。溫公論ず、景帝の太子既に亡ぶ。當時若し獻王を立て嗣と爲せば、則ち漢の禮樂制度必ず觀るべきもの有らん、と。又、致堂謂へらく、武帝若し董仲舒をして相と爲し、汲黯をして御史大夫爲らしめば、則ち漢の治必ず盛ならん、と。某、常に謂へらく、若し此の如く差除せば、那裏にか得來たらん、と。

河間の獻王が、古礼五十六篇を入手した。その礼の中には、よく觀察して考えてみなければならぬものが、きつとあったと想像される。ただ、その当時の君主も臣下も誰も皆、その礼に通曉する所がなかったから、遂にその礼を後の世に伝承することができなかつたのである。だから、先代の儒者たちは、聖人の述べつた経書は、秦の始皇帝の焚書によって亡佚したのではなくて、漢代の儒者たちによって壞滅されたものだ、と考えている。司馬光は論じている。景帝の太子はすでに死亡していた。当時もし、獻王を嗣としていたならば、漢代の礼樂制度は、必ず觀ることのできる内容のものになつたにちがいない、と。又、胡寅は論じている。武帝がもし董仲舒を宰相となし、汲黯を御史大夫(宰相の補佐役)としたならば、漢代の政治は、必ず隆盛となつたであらう、と。

私も何時も、その当時、もしこのように官を授けることができたら、きっとそのようになつたであらう、と考えている。

大意「儀禮」と古礼との關係を述べ、經学史の立場から、先儒、溫公や胡寅の説を採り上げて、漢儒が儀禮經を破壊したとする。

注 ○河間獻王：漢の人、景帝(B.C. 157-141)の第三子。諡は獻。「隨書」經籍志に「魯の庵中より礼經を發見し河間獻王が獻した」と。「漢書」芸文志に「礼古經五十六卷」とある。これは、礼の古文經で、その中の十七篇は今文經(「儀禮十七篇」と同一)、その外の三十九篇は亡佚した。○溫公：司馬光(A.D. 1019-1086)、字は君實、涑水先生と稱す。礼關係の書、「書儀」を著す。拙稿「司馬光礼說考」(森三樹三郎博士頌壽記念東洋學論集、一九七九、朋友書店刊)及び「司馬光婚禮說考」(池田末利博士古稀記念東洋學論集、一九八〇、柳盛社刊)など参照。○致堂：胡寅(1088-1156)、字は明仲、崇安の人、安國の弟の子、致堂先生と稱す。諡は文忠。胡安國(1074-1138)の弟子で、武夷家學、楊時に從學。「論語詳說」・「說史管見」など著す。○武帝：漢の景帝の中子。名は徹、諡は武。文・景帝の業を受け、太學を興し、儒術を尊び、五經博士を置いた。

○董仲舒：紀元前二世紀頃の儒學者、河北省景縣の人、春秋公羊學を修め、景帝時代に博士となり、武帝に儒教を政府公認の思想と定めさせ、以後國家統治の正統思想化への道を開いた。武帝への対策は著名であり、官は江都國(武帝の兄の易王が封せられた國)の相となり、後に大中大夫となる。「春秋繁露」を著す。伝記は「史記」儒林伝や「漢書」董仲舒伝の外の、年表は清の人、蘇興の「董子年表」がある。思想研究には、重沢俊郎「周漢思想研究」の中の「董仲舒研究」(一九四三刊、弘文堂と、日原利國「春秋公羊伝の研究」(一九七七、創文社刊)などがある。○汲黯：漢の濮陽の人、字は長孺(？-B.C. 112)。老莊の學を好み、游侠に富み、氣節を尊んだ。武帝の時、重用されて淮陽の太守となる。○御史大夫：御史の長官。秦・漢時代の三公の一つ。前漢末は、大司空と改められ宰相の職となった。こは、宰相の貳と見る。○差除：任命して仕事をさせる意。

(2) 先王之禮、今存者無幾。漢初自有文字。都無二人收拾。河間獻王既得雅樂。又有禮書五十六篇。惜乎、不見於後世。是當時儒者、專門名家、自一經之外、都不暇講。況在上、又無興禮樂之主。故胡氏說道、使河間獻王爲君、董仲舒爲相、汲黯爲御史、則漢之禮樂必興。這三箇差除、豈不甚盛。賀孫

先王の禮、今に存する者幾も無し。漢の初め自ら文字有り。都て人の收拾するところ無し。河間の獻王、既に雅樂を得たり。又、禮書五十六篇を有せり。惜ひかな、後世に見へざることを。是れ當時の儒者は、専門の名家、一經よりの外、都て講ずるに暇あらず。況んや、上に在りても、又、禮樂を興する主無し。故に胡氏說道ならく、河間の獻王をして君と爲し、董仲舒を相と爲し、汲黯をして御史と爲らしめれば、則ち漢の禮樂は必ず興らん、と。這の三箇の差除あれば、豈に甚だ盛ならざらんや。

先王が制作された礼経文で、今日現存するものはいくらもないのである。漢初には、人々がそれぞれ礼に関連する文献を有していたであろうが、それらをすべて收拾して整理する人はなかったのである。ところが、河間の獻王は、もうすでに雅樂を手に入れておられた。その上、また、古礼経五十六篇をも入手されておられた。それなのに、後の世に、それが見られないことは、まことに残念なことである。この当時の儒者たちは、それぞれ専門の学で世間に名を得ている者たちであって、各自の専門の一つの経書より以外は、全く講義する余裕はなかったのである。ましてや、朝廷にあっても、礼樂を興起させようとする指導者もなかったのである。だから、胡寅がいうことに、河間の獻王を君主とし、董仲舒を宰相、汲黯を副宰相としていたならば、漢代の礼樂は必ずや隆興したことであろう、と。この三人に適役を与えれば、どうして礼樂の隆盛をみないことがあるうか、必らず隆盛となったにちがいない。

〔大意〕 先王の古礼の伝承を見ないのは、漢代儒者の専門性の限界と知識の狭隘性によるのは勿論のこと、朝廷にも適切な指導者がなかったからであるとして、前節と同じく、胡氏の説を援引して、経学史上の歴史的批判と皮肉性を吐露している。

注 ○雅樂—郊廟朝会に用いる正しい音楽。『論語』陽貨に「蕪鄭声之乱雅樂也」と。『漢書』礼樂志に「是時河間獻王有雅材、亦以後、治道非雅樂不成。因獻所集雅樂」とある。『漢書』「河間獻王伝」参照。

○名家—専門の学者で世に名を得ている者。『漢書』芸文志に「漢興有齊魯之説。伝齊論者……唯王陽名家……」(論語)と。また、「名家者流、蓋出於礼官。古者名位不同、礼亦異数……」(名家)ともある。○說道—「とく」、「いふ」と読み、いうことにはの意。

(3) 今儀禮多是士禮。天子諸侯喪・祭之禮、皆不存。其中不過、有小朝聘・燕饗之禮。自漢以來、凡天子之禮、皆是將士禮來、增加爲之。河間獻王所得禮、五十六篇、却有天子・諸侯之禮。故班固謂、愈於推士禮以爲天子・諸侯之禮者。班固作漢書時、此禮猶在。不知、何代何年失了。可惜。可惜。賈逵賈孫賈略。

今の「儀禮」は多くは是れ士の禮なり。天子・諸侯の喪・祭の禮は、皆存せず。其の中に些小の朝聘・燕饗の禮有るに過ぎず。漢より以來、凡そ天子の禮は、皆是れ士禮を將ち來りて、増加して之を爲れり。河間の獻王、得る所の禮、五十六篇、却つて天子・諸侯の禮有り。故に班固謂へらく、「士の禮を推して以て天子・諸侯の禮を爲る者より愈れり」と。班固、「漢書」を作る時、此の禮猶は在り。知らず、何の代何の年に失ひ了るかを。惜しむべし。惜しむべし。賈逵賈孫賈略。

今日の礼経「儀礼」十七篇の内容は、士の身分の礼が多いのである。従つて、天子や諸侯の喪礼や祭礼などは、皆存していないが。その「儀礼」の中には、天子や諸侯に関する朝聘や燕饗の礼などが、すこしばかり存するだけである。漢代よりこのかた、凡そ天子の礼は、皆士の礼を根拠として、それに準じて種々の儀節・度数などを増加して作つたのである。河間の獻王の得た「古礼五十六篇」の中には、天子・諸侯の礼が、きちんとあつたのである。だから、班固は言っている、「儀礼・今文經の冠・昏・葬・祭などを内容とする士の礼を推考して、天子・諸侯の礼を作るものよりは、古礼の内容は、はるかにすぐれている」と。この事からすると、班固が、「漢書」を書いた時には、この天子・諸侯の礼をふくむ古礼は、なお現存していたのである。ところが、何時の時代、

何時の年にか、それを亡失してしまつたかは不明である。まことに残念なことである。賀孫の記録は簡略である。

△大意▽「今文儀礼」と「古礼」との内容を比較し、天子・諸侯の礼に言及し、「古礼」には、この礼が完備していたことを、班固の説を推して説き、更に、その亡佚を嘆いている。

注 ○士禮—今日、伝わる「儀礼」は、「漢書」芸文志に「漢興りて、魯の高堂生、士礼十七篇を伝ふ」とある、所謂「士礼十七篇」で、「今文儀礼」といわれるものである。因みに「宋史」芸文志にも、「儀礼十七篇高堂生伝」（卷一、經・礼類）とある。この礼経の中にも、天子・諸侯・卿大夫の礼もふくまれる。これらの具体的な考証は、池田末利訳注「儀礼」V（東海大学出版会、昭和五十二年三月刊）「解説二、礼経の伝授」を参照されたい。○天子・諸侯喪・祭—天子・諸侯などの喪・祭の礼は規定されていないので、「儀礼」の士喪・既夕・士虞・特性・少牢・有司徹の礼から推考して、その内容を考えることになる。○朝聘・燕饗之禮—朝聘には、聘・公食大夫・覲礼など、燕饗には、大射・燕・鄉射礼などが考えられるが、その篇の分類については不整合のものがある。前掲「儀礼」Vを参照されたい。因みに、「儀礼経伝通解」の分類で、該当するものを列挙すると、1 家礼（士冠・士昏礼） 2 鄉礼（士相見・鄉飲酒・鄉射礼） 3 学礼（なし） 4 邦国礼（燕・大射・聘・公食大夫礼） 5 王朝礼（覲礼） 6 喪礼（喪服・士喪・士虞礼） 7 祭礼（特性饋食・少牢饋食礼・有司徹）である。○班固—字は孟堅（A. D. 32-92）、扶風安陵の人。父の彪の志をついで、二十余年間「漢書」を著し、不完成にて獄死し、妹の昭が補った。

△白虎通—著者不詳。○愈於推士禮—「漢書」芸文志に「礼古經者（儀礼古文經）出於魯淹中。及孔子学十七篇文相似、多三十九篇。及明堂陰陽、王史氏記所見、多天子諸侯卿大夫之制。雖不能備、猶愈倉等推士礼而致中於天子之説也。」とある。

(4) 禮書如三儀禮、尚完備如三他書。備用

禮書、「儀禮」の如きは、尚ほ他書如も完備す。

禮関係の書物の中で、「儀礼」は、やはり他の書物よりも一段と完備している。

△大意▽ 礼関係の書物の中で、「儀礼」が最も完備していると説く。

注 ○備用—李儒用。字は仲秉、岳州岳陽の人。朱子六十九歳の記録者である。

(5) 儀禮不_レ是古人預作_二書_一如_レ此。初間只_レ以_レ義起、漸漸相襲行得好。只管巧_三至於情文極細密極周經處_一。聖人見_レ此意思好_二。故錄成_レ書。只看_三古人君臣之際_一、如_三公前日所畫圖子_一。君臨_三臣喪_一、坐撫_三當心_一、要経而踊。今日之事、至於死生之際、忽然不_三相關_一。不_三番如_三路人_一。所謂君臣之恩義安在。祖宗時、於_三舊執政喪_一亦親臨。渡_レ江以來、一向廢_レ之。只秦檜之死、高宗臨_レ之。後來不_三復舉_一。如_三陳福公_一、壽皇嘗_レ之如此。隆。至_三其死_一亦不_三親臨_一。祖宗凡大臣死、遠地不_レ及臨者、必遣_三郎官_一往弔。壽皇、凡百提_三撥_一得意思。這般處却恁地不_レ覺。今日便一向廢却。賀孫

「儀禮」は是れ古人預め一書を作りて此の如くならず。初間、只だ義を以て起り、漸々に相襲行し得て好く。只管、巧に情文極めて細密、極めて周經なる處に至る。聖人此の意思の好きを見る。故に録して書を作成す。只だ古人、君臣の際を見るに、公が前日畫く所の圖子の如し。君、臣の喪に臨むれば、坐して當心を撫して、要経して踊す。今日の事、死生の際に至りて、忽然として相關せず。嘗だ路人の如くのみならず。所謂君臣の恩義、安にか在らん。祖宗の時、舊執政の喪にも、亦親から臨めり。江を渡りしより以來、一向に此を廢す。只だ秦檜の死のみには、高宗之に臨めり。後來復た擧げず。陳福公が如き、壽皇之を眷すること此の如く隆なり。其の死に至りても、亦親から臨まず。祖宗、凡そ大臣死すれば、遠地臨むに及ばざる者は、必ず郎官を遣はして往きて弔せしむ。壽皇、凡そ百意思を提撥し得たり。這般の處、却って恁地に覺えず。今日、便ち一向に廢却す。

「儀礼」十七篇の書は、古人がはじめから今のような体裁の一書に作つたのではない。初めの間は、義理をもって人情の自然に従う所から發生した風習であつて、その後、年月を経過して漸次に共に相い襲ぎ行なわれてきて、その風習がひたすら巧妙になり、時代を経過して、情文が極めて細密に、極めて周經なる處に到達したのである。そこで、聖人は

その風習の意義の善良なるものを見て、遂にこれを記録して一書となしたのである。ただ、古い時代の君・臣の人倫的身分関係をよく見ると、貴公が、先日画かれた図子のようになるものだ。もし、列国の諸侯たる君主が、臣下の喪に親しく臨んだ時には、坐って当心を撫で、要経して踊るのである。今日では、人の生とか死とかの場合には、さっぱりとして全く無関係であって、ただ路上であう人のような関係であるだけではないで、いわゆる君臣の恩義とか言う考え方は、どこへ行ったのであるうか、全く姿を消してしまっている。宋の太祖の時は、旧の執政が死んだ場合には、天子がわざわざ親しく喪に臨んだものである。ところが、楊子江を渡って臨安に都を選してから、全くこのような儀礼は廃止されてしまったのである。ただ、秦檜の死に際しては、時の天子・高宗は親しく喪に臨んだのである。それ以来二度とこのような事は行われなかった。陳福公の場合は、孝宗から特別の愛顧を蒙っていたが、彼が死んだ時には、孝宗はもう親しく喪に臨まなかったのである。太祖の場合には、大臣が死んだ時、遠隔の地で親しく喪に臨めない場合には、必ず所管庁の長官を代理として、わざわざ弔に行かせたものである。しかし、孝宗の時には、もろもろの儀節についての意見をひきあげることができなかったのであるが、このような場合に、このような儀節を行うべきだということが、はっきりわからなくなっていたのである。今日に至って、諸儀節は全く廃止され、すたれてしまったのである。

〔大意〕 礼の起源に関する朱子の説(荀子と異なる見解)を述べ、残礼経は、聖人が創作したものではないが、その具体的な事実たる礼そのものでも創造・規定したのではないとする。更に、宋代天子の臣下の喪への親臨の実体について言及している。

注 ○礼の義起……『論語』の集註に「礼者天理之節文也」(顔淵)、「礼者天理之節文・人事之儀則也」(学而)とある。○情文……『礼記』に「礼者因人之情而為之節文」(礼記)とある。○「坊記」に「礼者因人之情而為之節文」(坊記)とある。また、『孟子』滕文公上に「蓋世當有、不葬其親者上。其親死、則舉而委之於壑。他日過之、……」とあり、その集註に「……於是歸而掩」

其親之尸。此葬埋之礼所由起也。此掩其親者、若所当然、則孝子仁人。所以掩其親者、必有其道、而不以薄為貴矣」と。○要経一腰につける麻のまきものこと。詳細は、前掲書「儀礼」Ⅲ・頁八の註と頁十四の註など参照。○君臣之恩義……君臣の義については、『礼記』に「天地之祭、宗廟之事、父子之道、君臣之義、倫也」とある。○祖宗一宋の太祖(A. D. 960~997)。○波江一建炎元年(1127)・欽宗の時、都を臨安に遷す。南宋・高宗(1127~1162)の時代となる。○秦檜一字は會之(1090~1155)、贈は申王、諡は忠獻。江蘇省の人。高宗の時、宰相となり金国と和議を主張した。○陳福公一不詳。○壽皇一宋の高宗の尊号。

(6) 禮有經、有變。經者常也。變者常之變也。先儒以三曲禮為三變禮。看來、全以為三變禮一亦不可。蓋曲者委曲之義。故以三曲禮為三變禮。然毋不敬。安、定辭、安、民哉。此三句豈可謂之變禮。先儒以儀禮為三經禮。然儀禮中亦自有變。變禮中又自有經。不可一律看一也。禮記、聖人說禮、及學者問答處。多是說禮之變。上古禮書極多。如河間獻王收拾得五十六篇。後來藏在秘府。鄭玄輩尚及見之。今注疏中有引援處。後來遂失不傳。可惜可惜。儀禮古亦多有。今所餘十七篇、但多士禮耳。個

禮に經有り。變有り。經なる者は常なり。變なる者は常の變なり。先儒は「曲禮」を以て變禮と為す。看來れば、全て以て變禮と為すは亦不可なり。蓋し、曲とは委曲の義なり。故に曲禮を以て變禮と為す。然るに、「敬せざること毋し。辭を安定にし、民を安ずる哉」との、此の三句、豈に之を變禮と謂ふべけんや。先儒は「儀禮」を以て經禮と為す。然るに、「儀禮」の中にも亦自ら變有り。變禮の中にも又自ら經有り。一律に看るべからざるなり。「禮記」は、聖人、禮を説き、及び學者問答する處なり。多くは是れ禮の變を説けり。上古には禮書極て多し。河間の獻王、五十六篇を收拾し得るが如きも、後來藏して秘府に在る。鄭玄が輩、尚ほ之を見るに及ぶ。今の「注・疏」の中にも引援する處有り。後來遂に失ひて傳らず。惜むべし惜むべし。「儀禮」も古には亦多く有り。今、餘る所十七篇には、但だ士禮多きのみ。

礼の内容には、本質的に経礼と変礼とがある。経とは常礼の意であり、変とは常礼の変容との意である。先儒が、曲礼を変礼だと考えている。ところが、その曲礼だと言われている内容をよく考察してみると、それがすべて変礼だと考えるのは、よろしくないことである。思うに、曲礼の曲とは、委曲の意味である。だから、曲礼を変礼だとするのである。ところが、「曲礼」の「敬せざるなかれ。辞を安定にし、民を安ずるかな」との、この三句は、礼の本質的な根本義を述べたものであって、どうしても変礼ということではできない内容のものである。先儒は「儀礼」を経礼だと規定した。ところが、この「儀礼」の中にも、また自から変礼もふくまれている。その反対に、変礼の中にも、また自から経礼をふくんでいるので、一律にそのように規定することはできないものである。「礼記」は、聖人が礼の根本義(大体)とその効用とを説いたものや、学者が礼について問答したものなどが集録されていて、その多くは礼の変に言及したものである。大昔には、礼に関する書が大変多くあった。河間の猷王が、古礼五十六篇を收拾することができたものなども、その後、秘府に秘蔵されたのである。後漢の鄭玄たちまでは、その古礼を直接に見ることができたのである。だから、現存の「注・疏」の中に、多くそれが援引されているのである。その後になって、遂に失われて後世に伝わらなくなつたことは、まことに残念至極のことである。同様に、「儀禮」もまた古くは多くの内容があった。今日残存している十七篇には、ただ、士の儀礼に関するものだけが多く載せられているのである。

〈大意〉 礼の本質的内容には、その体をなす経礼と用をなす変礼とがある。「礼記」の曲礼は、すべて変礼ではないとして、「礼記」の概念規定を行い、更に、「儀禮」の経学史的立場に言及して、現行「儀禮」は、士礼を多く内容として含んでいるとする。

注 ○礼有_レ經……「礼記」中庸に「礼儀三百、威儀三千」(章句に「礼儀、經礼也。威儀、曲礼也」と)、礼器に「經礼三百、曲礼三千」(鄭注に「經礼謂_二周礼也。周礼六篇、其官有三百六十。曲猶_レ事也。事礼謂_二今礼

也……」)と。なお、朱子の經・変に関する考え方については、拙稿「朱子の倫理想に於ける樞の意義」(日本中国学会報第十輯・一九五八年刊)参照。○曲者……「礼記」鄭注に、「曲礼者是儀礼之旧名、委曲說礼之事」と。○曲礼—この曲礼は「礼記」首篇の曲礼のことを指す。○毋_レ不_レ敬……「礼記」曲礼に、「曲礼曰、毋_レ不_レ敬、儼若思、安_二定辭、安_二民說」とある。鄭注に「此上三句、可_二以安_二民。說_二曲礼者美_二之云耳」と。陳澧「礼記集說」に「朱子曰、首章言_二君子修身、其要在_二此三者、而其效足_二以安_二民。乃礼之本。故以冠_二篇……范(祖禹)氏曰、經礼三百、曲礼三千、可_二以三言蔽_二之。曰毋_レ不_レ敬……」とある。○礼記—周末から漢代諸儒の古礼説を集めた経書。本書の成立には異説多し。通説では、漢の戴聖(「大戴礼」八十五篇を集めた戴徳の甥)が、「大戴礼」などを中心に刪編して作ったものであって、四十九編あり。○注疏—後漢の鄭玄撰「礼記注二十卷」や、唐の孔穎達等奉勅撰「礼記正義七十卷」(これは、鄭注を底本として、梁の皇侃や後周の熊安生の礼記義疏を参酌して作ったもの)を指す。

(7) 儀禮是經、禮記是解_二儀禮_一。如_二儀禮有_二冠禮_一、禮記便有_二冠義_一、儀禮有_二昏禮_一、禮記便有_二昏義_一。以至_二燕・射之類_一、莫_二不_二皆然_一。只是儀禮有_二士相見_一、禮記却無_二士相見義_一。後來劉原父補_二成一_二篇_一。文蔚問、補得如何。曰、他亦學_二禮記_二下言語_一。只是解_二他儀禮_一。文蔚「儀禮」は是れ經、「禮記」は是れ「儀禮」を解す。「儀禮」には「冠禮」有りて、「禮記」には便ち「冠義」有り、「儀禮」には「昏禮」有りて、「禮記」には便ち「昏義」有るが如し。以て燕・射の類に至るまで、皆然らざること莫し。只だ是れ「儀禮」には「士相見」有りて、「禮記」には却つて士相見義無し。後來、劉原父、一篇を補成す。文蔚問ふ、補ひ得て如何ん、と。曰く、他も亦「禮記」を學びて言語を下す。只だ是れ他の「儀禮」を解せるのみ、と。

「儀禮」は礼の經を述べ、「礼記」は經として「儀禮」を解説したものである。だから、「儀禮」には「冠礼」があり、「礼記」には、それに対する「冠義」があり、「儀禮」には「昏礼」があつて、「礼記」には「昏義」があることになる。そのようにして、燕礼や射礼の類に至つて

も、皆そうなのである。ところが、「士相見礼」は、「儀礼」だけに見えて、むしろ、「礼記」には、それに対応する「士相見義」はないのである。そこで、その後、劉原父がその欠を補うために「補亡記」なる一篇を補成したのである。そのことに關して、文蔚が朱子に問うた。劉氏の補成はどんなものでしょうか、と。言う、劉氏も「礼記」の内容の本質をよく学び得て、文章を作っている。ただ經である「儀礼」を解釈したことになるだけだ、と。

大意 禮經たる「儀礼」と「礼記」との内容の本質に言及し、すなわち「礼記」は、經としての「儀礼」の解説書であると、劉敞の「補亡記」の内容にも言及している。

注 ○劉原父「語類」卷八十四、節の注を参照。○一篇劉氏著「補亡記」のこと。後節(10)を参照。なお、前卷節にも言及する。○文蔚陳文蔚。字は才卿、号は克齋。信州上饒の人。朱子五十八才(戊申)以後の記録者。

(8) 魯共王壞孔子宅、得古文儀禮五十六篇。其中十七篇與高堂生所傳十七篇同。鄭康成注此十七篇、多舉古文字作某、則是他當時亦見此壁中之書。不知如何、只解此十七篇、而三十九篇不_レ解。竟無傳焉。義剛

魯の共王、孔子の宅を壞して、「古文儀禮」五十六篇を得たり。其中十七篇、高堂生傳ふる所の十七篇と同じ。鄭康成、此の十七篇に注するに、多く「古文某に作れり」と擧るれば、則ち是れ他の當時にも亦此の壁中の書を見る。知らず、如何にして只だ此の十七篇を解するのみにて、三十九篇を解せざるかを。竟に焉を傳ふる事無し。

景帝の時、魯の共王は孔子の旧宅を壞つて、「亡儀礼五十六篇」いわゆる「古文儀礼」を得た。その中の十七篇は、漢初に魯の高堂生が伝えたところの十七篇と同一内容のものであった。後漢の鄭玄が、この十七篇に注して、多く「古文は某に作れり」とを列挙しているところからすれば、鄭氏もその当時この壁中の書・五十六篇を直接に見たものである。それなのに、どうして、ただこの十七篇のみに注解をほどこして、残り

の三十九篇に注解をなさなかったのであろうか、不明である。そこで、どうとうこの三十九篇を後世に伝えることがなかったのである。

大意 「今・古文儀礼」に關して言及し、更に、「古文儀礼」の中の三十九篇と鄭注との關係に言及する。

注 ○古文字某一例えは、士冠礼「布席于門中闕西面」の鄭注に「闕門概、闕間也。古文闕為樂、闕為禮」とある。

(9) 儀禮疏、說得不甚分明。温公禮有三疎漏處。高氏送終禮勝得温公禮。義剛

「儀禮疏」は、説き得て甚だ分明ならず。温公の禮、疎漏の處有り。高氏の「送終禮」、温公の禮より勝り得たり。

唐の賈公彦の「儀禮疏」の説明は、大變はつきりしていない。司馬光の礼説も、疎で手おちのところがある。ところで、高氏の「送終礼」は、温公の「書儀」の中に見える「喪儀」の礼説よりは、ずっとすぐれているようだ。

大意 「儀礼」に關する諸説、賈疏・温公礼説や高氏の「送終礼」などに言及して、喪礼に關しては、高氏説が、温公説よりすぐれると批評する。なお、温公礼説については本稿前(1)節の注参照。

注 ○高氏「高閑(字は抑崇)」。宋志に「高閑「送終礼」一卷」(史・儀注類)とある。

(10) 劉原父補亡記、如士相見義・公食大夫義、儘好。盖偏會學三人文字。如今人善爲百家書者上。又如學古樂府、皆好。意林是專學公羊。亦似公羊。其他所自爲一文章、如雜著等、却不甚佳。人傑

劉原父の「補亡記」、「士相見義・公食大夫義」の如きは儘好し。蓋し偏に人の文字を學ぶことを會す。今人、善く百家の書を爲る者の如し。又、「古樂府」を學ぶが如きも、皆好し。「意林」は是れ専ら公羊を學ぶ。亦、公羊に似たり。其の他自ら爲る所の文章、雜著等の如は、却つ

て甚だ佳ならず。

劉原父の著『補亡記』の中で、「士相見義」や「公食大夫義」などは、まあまあ好い内容である。だが、ただただ他人の文章を学うことができないものだ。今日の人々が、多くの学者の書を作るのと同じようなものである。また、古い「楽府」を学うことも、皆好いことである。ところで、「意林」は、公羊を学うたものである。だから、この文章もまた公羊に似ているのである。その他の自分自身で創作した文章や雑著などは、反対に佳くないものである。

△大意▽ 劉氏の「補亡記」を通じて、文章表現の内容・形式の在り方に論及する。

注 ○劉原父……前(7)節及び「語類」卷八十四節参照。朱子は「儀礼経伝通解」卷第六・士相見義第十・郷礼一之下に劉敞補亡として、更に、第二十三・公食大夫義、第四十・邦國礼四之下に劉敞補亡としてあげている。○古楽府——楽府に採集された民謡で、音楽にあわせて歌ったもの。唐以後は、古い楽府題によって作詩したが、歌うことなく、ただ古体詩となったもの。○意林——書名で五卷(「四庫提要」子・雜歌類にあり)唐の馬綰編。

(11) 永嘉張忠甫所校儀禮、甚子細。然却於目錄中冠禮玄端處、便錯了。但此本較二他本、爲最勝。賀孫

永嘉の張忠甫、校する所の「儀禮」甚だ子細なり。然れども却って目錄中の「冠禮」玄端の處に、便ち錯り了る。但だ此の本、他本に較べれば、最も勝れりと爲す。

永嘉の張淳の校定した「儀礼識誤」は、大変詳細である。だが、その目錄中の「冠礼」玄端の処には、錯誤がある。ただ、この本は、他の礼関係の書に比較すると、最もすぐれたものである。

△大意▽ 「儀礼識語」について言及する。

注 ○永嘉張忠甫——永嘉は、浙江省温州永嘉郡永嘉県で、ここには、朱・陸学派に対する永嘉功利学派(浙州学派)があった。張淳については、前稿「語類」卷八十四節の注参照。

(12) 陳振叔亦儘得。其說儀禮三云、此乃是儀。更須有禮書。儀禮只載行禮之威儀。所謂威儀三千、是也。禮書如天子七廟・諸侯五・大夫三・士二之類、是說大經一處。這是禮。須自有箇文字。賀孫

陳振叔も亦儘得たり。其の「儀禮」を説きて云ふ、此れ乃ち是れ儀なり。更に須らく禮書有るべし。「儀禮」は只だ禮を行ふの威儀を載す。所謂威儀三千、是れなり、と。禮書に、天子七廟・諸侯五・大夫三・士二と云ふが如きの類、是れ大經を説く處なり。這れ是れ禮なり。須らく自ら箇の文字有るべし。

陳振叔も、また「儀礼」に関する説は、まあまあ要領を得ている。その「儀礼」を説いて、次のように言う。「儀礼」は儀節を説いたものである。だから、更に当然礼の経を説くところの「礼書」があるべきなのだ。「儀礼」は、ただ礼を行うための威儀を具体的に載せているもので、いわゆる「中庸」の「威儀三千」が、それであるのだ、と。礼書に廟に関する「天子は七廟、諸侯は五、大夫は三、士は兩廟」とあるような類は、礼の大經を説く処である。これが、儀に対する礼であるのだ。そこには、自然にそれを説明するための文章が、必要となるべきである。

△大意▽ 「儀礼」は威儀・儀節を説いたものであり、「中庸」の「威儀三千」がそれだとする陳氏説を述べ、朱子は礼書の中にも、礼の根本になる儀に対する経を説く処があることを列挙している。

注 ○陳振叔——不明。○所謂——「中庸」に「礼儀三百、威儀三千」と。○天子七廟——「礼記」礼器に「礼有以多為貴者。天子七廟・諸侯五・大夫三・士二」と、更に、王制にも「天子七廟・諸侯五廟・大夫三廟・士一廟」とある。

士冠

(13) 問、士冠禮筮于廟門。其禮甚詳。而昏禮止云、將加諸卜。占曰、吉。既無筮而下。禮略何也。曰、恐卜筮通言之。又問、禮家之意、莫是冠禮既詳其筮、則於昏禮、不必更詳、且從省文之

義上。如何。曰、亦恐如此。然儀禮中、亦自有「不備處」。如「父母戒レ女、止有其辭、而不言於某處之類」。人傑

問ふ、「士冠禮」、廟門に筮ふ。其の禮甚だ詳なり。而るに「昏禮」には止だ云ふ、「將に諸をトに加へんとす。占に曰く、「吉なり」と。既に筮ふこと無くしてトす。禮略なるは何ぞや。曰く、恐くはト筮を通じて之を言ふなり、と。又、問ふ、禮家の意、是れ冠禮既に其の筮を詳らかにすれば、則ち昏禮に於いて、必ずしも更に詳からにせず、且つ文を省くの義に従ふこと莫きや。如何ん、と。曰く、亦恐くは此の如くならん。然して「儀禮」の中にも亦自ら備らざる處有り。父母、女を戒ぐるに、止だ其の辭のみ有りて、某處を言はざるの類の如し、と。

問う、「儀禮」の「士冠禮」に、士がはじめて冠を加える礼で、冠礼の日を禰廟の門で筮う儀節については、大麥詳細に述べられている。ところが、同じく「士昏禮」には、女の名を問う礼(問名)の場合には、「これ(女の名)の吉凶をトおうと思います」と、更に、トの吉を女の家に告げる礼(納吉)の場合は、ただ「占に「吉」と出ました」とのみ言っている。この場合、筮の儀節はなくてトだけを述べていて、礼の内容が簡略であるのは、どうしたことでしょうか、と。言う、恐らく、トと筮とを通じて言ったからであろう、と。再び問う、礼經学家の考えとしては、冠礼で、もうすでに筮の儀節について詳述しておれば、昏礼の場合には、再度その事について詳細に言及することもないので、それは同時に文章を省略する方法に従わなかったことになるのでしょうか、どうでしょうか、と。恐らく、省文の意義に従ったものでしょう。然しながら、「儀禮」の中にも、また自然と不備な点もある。例えば、「士昏禮」の新迎(夫親ら婦を迎える礼)の儀節で、父母が女に戒げる場合に、ただ「必ず正すこと有りて、衣の如く笄の若くあれ」との戒辞のみあって、それを行ふ場所が、何処であるかを明記していないのが、それである、と。

△大意▽「儀禮」經文の表現上、通言の立場での表現と、不備な点とのあること

とを指摘し、士冠・士昏礼のト筮の儀節に関する表現内容について言及する。

注 ○士冠礼……「儀禮」士冠礼の文。○將加……士昏礼の問名に関する記文に「問レ名曰、某既受命、將レ加諸ト」。敢請、女爲誰氏。……と。更に、納吉に関する記文に「納吉曰、吾子有脱命。某加諸ト、占曰、吉。使某也敢告。……」とある。○父母戒レ女……士昏礼の親迎に関する記文に「父醴レ女、而俟レ迎者。……父西面戒レ之、必有正焉。若レ衣若レ笄。母戒レ諸西階上。不降」とある。

(14) 問レ宿賓。曰、是戒肅賓也。是隔宿戒レ之。蘇賓を宿むるを問う。曰く、是れ賓を戒肅するなり。是れ宿を隔てて之に戒ぐ、と。

問ふ、賓に宿めるとは、どういう意味なのでしょう、と。言う、冠を加える賓に、あらかじめ知らせるように戒げることなのである。この宿賓の儀節は、筮日の翌日戒げるのである、と。

△大意▽士冠礼の「宿賓」の意義とその儀節の日について述べる。

注 ○宿賓……士冠礼の宿賓に関する經文に「乃宿賓。賓如主人服。……」と、鄭注に「宿進也、宿者必先戒。戒不レ必宿。其不レ宿者爲レ衆賓……」とある。○隔宿……一晩とめおくの意で、筮日の翌日のこと。○蘇……呂蘇、字は德昭、号は月坡。弟(字は德遠)と朱子の門に学ぶ。南康(或本には建昌)の人。朱子六十九歳の記録者である。

(15) 古朝服用布。祭則用絲。詩絲衣釋賓尸也。皮弁素積。皮弁、以白鹿皮爲之。素積、白布爲裙。泳

古の朝服には布を用ふ。祭には則ち絲を用ふ。詩に「絲衣は、釋して尸を賓するなり」と。皮弁には素積なり。皮弁は、白鹿の皮を以て之を爲る。素積は白布もて裙と爲す。

古い時代の士の礼服たる朝服には、麻製の布を用いた。祭服には絹製の布(「絲」)を用いたのである。「詩經」の「絲衣」篇の「詩序」に、「士が王の祭を助けて、祭の翌日、絲衣して、釋祭に尸を賓客として祭り宴する」とある。皮弁の服には素積を著るのである。その皮弁は、

白鹿の皮でつくるのである。また、その素積は、白い絹製の布を材料として裾をつくるのである。

△大意▽ 士の朝服について言及する。

注 ○朝服―士の礼服で、十五升の布衣と素裳とからなる。士冠礼經文に「主人衣冠・朝服・緇帶・素鞞」とある。その色は、冠と同色である。「礼記」雜記に「朝服十五升」と。○詩―「詩經」・周頌・閔予小子之什の絲衣の序に「絲衣、緇質戸也」と。鄭注に「緇又祭也。天子諸侯曰緇。」とあり、本文に「絲衣其杯、載弁楛楛」と、毛伝・集伝に「絲衣祭服也」とある。○皮弁―士冠礼の冠日陳設に関する經文に、「皮弁服、素積、緇帶、素鞞」と、皮弁服については、鄭注に「此與君視朔之服也。皮弁者以白鹿皮為冠、象上古也」とある。素積は、冠と同じ白色の衣と、十五升の布で作って、腰のまわりにひだがある裳（一裙）とである。

(16) 問、士冠禮有所謂始加・再加・三加、如何。曰、所謂三加彌尊。只是三加。初是緇布冠。以盆布為之。次皮弁。次爵弁。諸家皆作畫爵。看來亦只是皮弁模樣。皆以白皮為之。緇布冠古來有之。初是緇布冠。齊則緇之。次皮弁者、只是朝服。爵弁、士之祭服。周禮、爵弁居五冕之下。又問、致美乎黻冕。注言皆祭服也。黻冕恐不全是祭服否。曰、祭服謂之黻冕。朝服謂之鞞。如詩鞞琫有琕、內則端鞞紳、皆是。問、士冠禮一加・再加、言吉月・令月。至三加、言以三歲之正。不知、是同、時否。曰、只是一時節行。此文自如此說。加緇布冠、少頃、又更加皮弁。少頃、又更加爵弁。然後成禮。如溫公冠禮、亦倣此。初裏巾、次帽、次幘頭。又問、黻冕黻蔽膝也。以章為之。舜之畫衣裳、有黼黻絺繡。不知、又如何畫於服上。曰、亦有不可曉。黻在裳之前。亦畫黼於其上。 寓

問ふ、「士冠禮」に所謂始加・再加・三加有り、如何ん、と。曰く、所謂「三たび加へて彌尊くする」と。只だ是れ三加ふるなり。初めは是れ緇布の冠。盆布を以て之を爲る。次は皮弁。次は爵弁なり。諸家皆爵を

畫くと作す。看來れば亦只だ是れ皮弁の模樣なり。皆白皮を以て之を爲る。緇布の冠は、古來之を有せり。初めは是れ緇布の冠なり。齊するときは則ち之を、緇くす。次の皮弁なる者は、只だ是れ朝服なり。爵弁は士の祭服なり。周の禮には、爵弁は五冕の下に居る、と。又、問ふ、「美を黻冕に致す」の注に「皆祭服なり」と言う。黻冕は恐くは全て是れ祭服にあらざるや否や、と。曰く、祭服には之を黻冕と謂ひ、朝服には之を鞞と謂ふ。詩の「鞞琫琕たる有り」、内則の「端し鞞紳す」と、皆是なり。問ふ、士冠禮の一加・再加に、「吉月・令月」と言い、三加に至れば、「歲の正を以て」と言う。知らず、是れ時を同じくするや否やを、と。曰く、只だ是れ一時節に行ふなり。此の文自ら此の如く説けり。緇布の冠を加え、少頃して、又、更に皮弁を加ふ。少頃して、又、更に爵弁を加ふ。然して後に禮を成す。溫公の冠禮の如きも、亦此に倣ふ。初めは裏巾、次は帽、次は幘頭なり、と。又、問ふ、黻冕の黻は膝を蔽ふなり。韋を以て之を爲る。舜の衣裳に畫くに、黼黻絺繡有り。知らず、又、如何に服の上に畫くや、と。曰く、亦曉るべからざること有り。黻は、裳の前に在り。亦黼を其の上に畫く、と。

問う、「士冠禮」にいわゆる三度の冠礼の中の始の加冠（一始加）・二度目の加冠（二再加）・三度目の加冠（三三加）があるのは、どうしてでしょうか、と。言う、「士冠禮」の記文に「三加して（一加よりも二加・三加と次第に尊い冠を用いて）彌尊くする」とあるように、三度冠を加えるのである。初めて加える冠は、緇布の冠である。その冠は盆布で作るものである。二度目には白鹿の皮製の皮弁である。三度目には爵弁である。諸家は皆雀の頭のような形をなすとしている。よく看ると、これも亦皮弁の模様と同じである。これ等は皆白い鹿の皮で作るのである。ところで、緇布の冠は、古い時代からあったものである。初めて加える冠には、緇布の冠を用いる。これは太古では、平素は今の喪冠のような白布の冠を冠し、斎戒する時には、これを染めて緇くしたものである。二

度目に加える皮弁は、朝服である。三度目に加える爵弁は、士が君の祭を助ける際に着用するところの祭服なのである。周代の礼では、爵弁は、天子が祭祀に用いる五種の冠の中で下位にあるものなのである、と。再び問う、『論語』の「美を黻冕に致す」の先生の『集注』に「皆祭服なり」と言っておられます。黻冕は恐らく全て祭服ではないのですか、どうですか、と。言う、祭服の場合には、黻冕と云い、朝服には鞞と云うのである。『詩経』に「鞞や鞞の飾りが瑤琮然と輝いている」とか、『礼記』内則の「玄端の服を着、鞞をつけ、大帯を結ぶ」とあるなどは、皆これを云うのである、と。問う、「士冠礼」の一加・再加の時の祈祝の辞には「吉月令辰」とか「令月吉日」とか云っているが、三度目の加冠の時には、「歳の正きを以て」と云っているが、同時の儀節なのでしうか、よく理解できません、と。言う、これ等は、一時節にとり行うものである。この「士冠礼」の文章には、自然とそのように説いているのである。まず、最初に緇布冠を加へ、しばらくして、更にあらためて皮弁を加え、それからしばらくして、また更に爵弁を加えることによって、はじめて冠礼が完成するのである。司馬温公が、『書儀』の「冠儀」の中でも、この加冠の儀節に従って規定している。それによると、初めには裘巾、次には帽、三加には幘頭を用いているのである、と。又問う、黻冕の黻は、膝を蔽うものである。韋皮を合して作るものである。舜の衣と裳とに飾りを画くのに、黼黻と緇と緇とがほどこしてある。この文飾も服の上のように画かれたのか、理解ができません、と。言う、私にもよく理解できないところがある。黻は裳の前にかけるものである。そこで、その黻の上に黼を画くのである、と。

△大意▽ 士冠礼の始加・再加・三加の礼に着用する冠すなわち緇布冠・皮弁・爵弁について述べ、温公も、礼経に従って加冠の礼を規定するとし、更に、祝辞に言及し、黻の内容にも言及している。

注 ○所謂……「儀礼」士冠礼の始加・再加及び三加の礼のこと。○所謂三加……三加に関する記文に「三加弥尊、論其志也」と。また「礼記」

冠儀に「三加弥尊、加有有成」とある。○初是……始加に関する記文に「冠義、始冠、緇布之冠也。大古冠、布、齊則緇之。」とある。○爵弁の爵と同じ、雀の意で、赤黒色。○爵弁一冠名。冕に似て、旒がない。雀の頭に似ている。士冠礼「爵弁服」の鄭注に「爵弁者、冕之次、其色赤而微黑、如爵頭。」とある。○周礼……「周礼」夏官・弁師に「掌王之五冕、皆玄冕、朱裏延紐。」とある。その爵弁は、冕について尊いものである。○致美……「論語」泰伯に「子曰、禹吾無間然矣。……惡衣服、而致美乎黻冕、……禹吾無間然矣」と。何れも祭礼用の礼服。黻は前掛け、冕は冠で、布を包んだ長方形の板が上につけて、板から飾りが垂れているもの。○鞞一朱駿声撰「說文通訓定声」に「鞞、朝服曰鞞、祭服曰鞞(黻)……とある。なお、鞞については、卷八十四・第(七)節参照。○詩……「詩経」甫田之什・瞻彼洛矣に「瞻彼洛矣、維水泱泱。君子至止、鞞琇有珌。」と。毛伝に「鞞容刀鞞也。琇上飾、秘下飾也。」とある。鞞は刀宝、琇は刀削の上部の飾、秘は下部の飾である。○内則……「礼記」の文。○言吉月……「加冠祝辞の経文に「始加、祝曰、令月吉日、始加元服。」……再加曰、吉月令辰、乃申爾服。……三加曰、以歳之正、以月之令、咸加爾服。」とある。○温公……「書儀」卷二「冠儀」に見える。○黼黻緇緇……天子の礼服の半黒半白の斧の形のぬいとりらしい模様を黼黻といひ、『書経』益稷に「深火粉米、黼黻緇緇」と、その蔡伝に「黼若斧形。取其断也。黻為兩己相背。取其辨也。緇、鄭氏説為黻、然也。紕以為緇也。……六者紕之於衣、宗彝也。……六者緇之於裳。所謂十二章也。」とある。○寓一徐寓。字は居父、号は盤洲叟。永嘉の人。朱子六十歳以後の記録者である。

⑦ 陳仲蔚問冠儀。曰、凡婦人見男子、每先一拜。男拜則又答拜。再拜亦然。若子冠則見母亦如之。重成人一也。尋常則不如此。但古人無受拜禮。雖兄亦答拜。君亦然。但諸侯見君、則兩拜還一拜。義剛

陳仲蔚、冠儀を問ふ。曰く、凡そ婦人、男子に見ゆれば、毎に先づ一拜す。男拜すれば則ち又答拜す。再拜にも亦然り。若し子冠すれば則ち母に見るも亦之の如くす。成人を重ずればなり。尋常には則ち此の如くならず。但だ古人には拜を受けるの禮無し。兄と雖も亦答拜す。君にも

亦然り。但だ諸侯、君に見ゆれば、則ち兩拜するに一拜を還す、と。

陳仲蔚が、冠礼の儀節について問うた。言う、一般に、婦人が男子に見える場合には、何時もまず婦人が一拜するものである。そこで、男子が拜すれば、婦人は又それに答えて拜するものである。だから、再拜の場合にも、また男子、答えて再拜するのである。若し子が冠した場合に、冠者である子が見える場合にも、亦このように快拜するのである。

それは、子が成人したことを重んずるからである。ところで、普通の時には、子に対しては、そのような丈夫に対する拜はしないのである。ただ、古の人には、受拜の礼はなかったのである。兄に対しても、冠者は兄の拜に対してまた答拜するのである。君主に対してもまたそのようにするのである。ただ、諸侯が君主(天子)に見える場合には、諸侯は二度拜するが、君主は一拜をかえすだけである、と。

〔大意〕 婦人が丈夫に対する快拜(二度の拜)は、丈夫が一度、婦人が二度拜するように、冠者たる子が、母に見える時にも、母が快拜することを述べ、冠者に対する拜と、諸侯对君主の拜とに言及する。

注 ○陳仲蔚一不詳。○若子冠：一十冠礼の冠者が母に見える経文に「冠者：…北面見于母。母拜受。子拜送。母又拜」と、鄭注に「婦人於丈夫、雖其子、猶快拜」とある。更に、冠者が兄弟に見える経文に「冠者見于兄弟。兄弟再拜。冠者答拜」とある。「礼記」冠義に「見於母、母拜之。見於兄弟、兄弟拜之。成人而與成礼也。」とある。

(18) 冠者見母與兄弟。而母與兄弟、皆先拜。此一節亦差異。昏禮亦然。婦始見舅姑、舅姑亦拜。義剛

冠者、母と兄弟とに見ゆ。而して母と兄弟とは、皆先づ拜す。此の一節も亦差異あり。昏禮も亦然り。婦、始めて舅姑に見ゆれば、舅姑も亦拜す。

冠者が、母と兄弟とに見える時には、母と兄弟とが先に拜するのである。この場合の拜の儀節は、普通の場合の拜とは差異があるのである。昏礼の場合にもそのような拜をするのである。新婦が始めて舅姑に見え

る時にも、舅姑もまた新婦の拜に答えて拜するのである、と。

〔大意〕 冠者に対する母と兄弟の拜と、新婦が舅姑に見える時の拜とが同一性格をもつ快拜に当ることを述べる。

注 ○冠者：一冠者が母に見えることについては前節参照。冠者が兄弟に見えることについては、経文に「冠者見于兄弟。兄弟再拜。冠者答拜」とある。○婦始：一士昏礼の新婦が舅姑に見える礼に関する経文に「婦執弃策・栗、自門入、升自西階、進拜奠于席。舅坐撫之、奠盥拜。婦還又拜。」と、鄭注に「還又拜者、還於先拜処拜。婦人与丈夫為礼則快拜」とある。

(19) 士冠禮始冠緇布冠。冠而弊之。弊是不用也。義剛
「士冠禮」に、始めに緇布の冠を冠す。冠して之を弊つ。弊つるは是れ用ひざればなり。

「士冠礼」では、三度の加冠の儀節の中で、始めての冠を加えるには、緇布の冠を冠らせる。その場合、冠礼が終了したら、これを弊するのである。弊てるのは、これを用いないからである。

〔大意〕 始加の冠は、緇布冠であって、儀礼終了後は、不用として棄てるとする。

注 ○始冠：一士冠礼の始加に関する記文に「冠義、始冠、緇布之冠也。…冠而敝之可也」とある。なお、この文は、「礼記」郊特性に引くものと同一である。賈疏は、士以上は敝つるが、庶人はこれを著用する(垂象義同じ)といひ、江永はその理由を、後世の文冠は繪を用いて布を用いないからだとしている。前掲「儀礼」Iの四五頁参照。

士昏

(20) 儀禮昏禮、下達用鴈。注謂在下之人、達三家之好二而用鴈、非也。此只是公卿大夫下達庶人、皆用鴈。後得陸農師解、亦如此說。陸解多杜撰。亦敘有好處。但簡略難看。陳祥道禮書考得亦穩也。淳 ○義剛錄云、擇之云、自通典後、无三人理會禮。本朝但有陳祥道・陸佃略理會來。曰、陳祥道理會得也穩也。陸農師也有好處。但杜撰處多。如儀禮云云。

「儀禮」の(士)昏禮に、「下達して鴈を用ふ」と。注に「下に在る

の人、二家の好を達して、鴈を用ふ」と謂ふは、非なり。此れ只だ是れ公卿・大夫より下庶人に達するまで、皆通じて鴈を用ふるなり。後、陸農師の解を得るに、亦此の如く説けり。陸の解は杜撰多し。亦煞好き處有り。但だ簡略にして看難し。陳祥道の「禮書」考へ得て亦穩なり。

○義剛が録に云ふ、擇之云ふ、「通典」より後、人の禮を理會すること無し。本朝、但だ陳祥道・陸佃のみ略理會し來る有り、と。曰く、陳祥道は、理會し得て也杜撰なる處多し。「儀禮」の如き云云。

「儀禮」の士の結婚の禮に、「媒介者を通じて女の家へ結婚の意志を通達し、納采には生きた鴈を用いる」とある注釈に、下に在る人が、婿の家は結婚の意志を、女の方は許諾するとの両家の好を通達するのに鴈を用いると云っているのは、間違ひである。この文意は、上は三公・九卿や大夫から、下は一般庶人に至るまで、納采の意を示すため、皆鴈を用いるのだとのことである。その後、陸農師の礼解釈書を見得たところが、彼もまたそのように説いている。陸氏の理解には不正確で間違ひが多いが、その反面、また好い処も多く見えるのである。しかし、その説明が簡略であるので、よく理解できないものがある。陳祥道の「禮書」は、よく考えられていて、その説は穩当である。○義剛の記録には、林圻之が後、人々は礼を理解しなかつた。ただ本朝の陳祥道と陸佃とは、大体礼を理會することができていた、と。朱子言う、陳祥道は礼説をよく理解することができていて、その説は穩当である。また、陸佃の礼説も好い処も多くあるが、ただ杜撰な処が多く存する。例えば、「儀禮」の何々のようである、と。

〈大意〉 昏礼の「下達用鴈」の意味を述べ、宋代の礼学者、陳祥道・陸佃などの礼書についての所見を説く。

注 ○下達……士昏礼の納采に関する經文に「昏礼、下達、納采用鴈」と、鄭注に「達通也。將欲与彼合昏姻、必先使媒氏下通其言。女氏許之、乃後使入納其采摺之礼……」とある。賈疏に「言下達者、男爲上、女爲下、取陽倡陰和之義。故云下達。謂以言辭、下通於女氏也。……」とある。ここでは、昏礼には身分の如何に関せず鴈を用いることの意。○注謂……「礼記」昏義に「昏礼者將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼世也」とある。○陸農師「語類」卷八十四・(5)

節注参照。恐らく「礼記解」か、「儀禮義」に見えるものであろう。○陳祥道一字は用之（1053～1093）。福州の人。礼關係の著に、「礼書」百五十卷がある。○通典一巻八十四・(2)節の本文と注参照。○圻之「林用中。古田の人、朱子は良友とする。「朱子文集」卷七十五に「林用中字序」が見える。

(2) 問、昏禮用鴈。婿執鴈。或謂、取其不三再偶。或謂、取其順陰陽往來之義。曰、士昏禮謂之攝乘。蓋以士而服大夫之服、爵弁、乘大夫之車、墨車、則當執大夫之贊。前說恐傳會。又曰、重其禮而盛其服。賜

問ふ、昏禮に鴈を用ひ、婿、鴈を執る、と。或ひと謂ふ、其の再び偶せざるに取る、と。或ひと謂ふ、其の陰陽に順ひて往來の義に取る、と。曰く、「士昏禮」に之を攝乘と謂ふ。蓋し士を以てして大夫の服爵弁を服し、大夫の車墨車に乗れば、則ち當に大夫の贊を執るべし。前説、恐くは傳會ならん、と。又曰く、其の禮を重んじて其の服を盛にす、と。

問う、結婚の礼の納采・納吉・請期などに擧として鴈を用い、また、親迎の時に、婿が鴈を執ることについて、或る人は、婦が再度配偶者をかえない意味だといひ、或る人は、陰陽の變化に順應して規則正しい結婚の順序を明示する意味に取つたのだと、云っています。よく考えうか、と。言う、「士昏禮」では、これを攝乘と云っている。よく考えて見ると、士の身分であつて、士の上等の祭服で大夫の服である爵弁をつけ、主人（婿）は普通ならば、士の車である棧車に乗るが、礼を盛大にして、大夫の乗る革のついた墨車に乗るのであるから、当然大夫の贊である鴈を執るべきである。だから、前の説は、恐らくこじつけであろう、と。又言う、昏礼は重大な儀禮であるから、それを重んじて、大夫の服をつけて盛大なものにしたのである、と。

〈大意〉 「鄭注・賈疏」や程伊川の説を批判して、昏礼の擧に鴈を用いることの意味を述べている。

注 ○用鷹ト……十昏礼の納采に「昏礼、下達、納採用鷹ト」、納吉に「納吉用鷹ト、如納采礼ト」、請期に「請期用鷹ト」とある。○增執ト……親迎に「增執ト」とある。朱子「家礼」には、簡省に従って、親迎のみを鷹トを用いるとする。○或謂ト……「二程遺書」に「婚礼執鷹者、取其不再偶爾、非隨陽之物ト（卷二十四）と、伊川の考え方。○順陰陽……十昏礼の鄭注に「用鷹ト為鷹者、取其順陰陽往來也」と、賈疏に「案周礼大宗伯云、皆用鷹ト。故鄭注其言云、取其順陰陽往來也。陰陽往來者、鷹ト木落南翔、泳北徂、夫為陽陽為陰、今用鷹者、亦取婦人從夫之義。是以昏礼用鷹ト。」とある。○白虎通……嫁娶篇に「礼曰、女子十五許嫁、納采、問名、納吉、請期、親迎以鷹ト。納徵曰玄纁。故不用鷹者、取其隨時南北、不失其節。明不奪女子之時也。又取其飛成行東成ト列也。明嫁娶之礼、長幼有序、不相踰越也」と。○撰乘一撰とは、引持とか收斂の意。乘は「儀礼」聘礼記に「幸夫始婦、乘禽。」と、鄭注に「乘、謂乘行之禽也。謂鷹鷩之屬、其婦之以雙為數」とある。乗とは一對とかそのいの意味であるが、ここでは鷹をおさめるの意か？○服大夫之服……夫親ら婦を迎える親迎の礼に関する経文に「主人爵弁、纁裳纁旒。從者畢玄端。乘墨車、……」とある。○賜一林賜。字は聞一。朱子六十五歳の記録者である。

② 或問、禮經婦三月而後廟見。與左氏不同。曰、左氏說禮處、多與禮經不同。恐是當時俗禮。非必合於禮經。又問、既為婦、便當廟見。必三月之久、何邪。曰、三月而後事定。三月以前、恐更有可去等事。至三月不可去、則為婦定矣。故必待三月而後廟見。或曰、未廟見而死、則以妾禮葬之。曰、歸葬於婦氏之黨。文蔚

或ひと問ふ、禮經に「婦三月にして後に廟見す」と。左氏と同じからず、と。曰く、左氏、禮を説く處、多く禮經と同じからず。恐くは是れ當時の俗禮ならん。必ずしも禮經に合ふにあらず、と。又問ふ、既に婦と為らば、便ち當に廟見すべし。必ず三月の久は、何ぞや、と。曰く、三月にして後に事定まる。三月以前、恐くは更ち去るべき等の事有り。三月に至りて去るべからざれば、則ち婦爲ること定る。故に必ず三月を

待ちて後に廟見す、と。或ひと曰く、未だ廟見せずして死すれば、則ち妾の禮を以てて之を葬る、と。曰く、婦氏の黨に歸葬す、と。

或る人が問う、礼経書である「礼記」曾子問に「婦は三ヶ月の後に廟見するのである」とある。これは「春秋左氏伝」に記載されている廟見の儀節と同一ではないが、どうしてでしょうか、と。言う、「左伝」で説いている礼節で、礼経書の内容と同じくなくものが多くある。それは、多分その当時の俗礼であろう。だから、必ずしも礼経書の内容と合致しないところもあるのだ、と。又問う、すでに嫁して婦となったならば、当然廟見すべきであるが、その場合には、必ず三ヶ月の久しい期間を経なければならぬのは、どういうわけなのでしょう、と。言う、三ヶ月経過した後に昏礼の儀事が一段落するのである。三ヶ月経過するまでは、去らなければならないような事件が、起ることもあるだろうし。三ヶ月経過して去るべきことがなければ、正式の婦となることは、必定であるので、必ず三ヶ月経過してから廟見するのである、と。或る人が言う、嫁して来てからまだ廟見しないですなわち正式な婦とならないで死んだ場合には、妾の礼でもって葬ると云うのは、どうでしょう、と。言う、その場合は、女氏の党に歸葬するのである、と。

大意▽ 廟見を存している時の通礼として、昏礼は、廟見によって終了するとすれば、廟見それ自体について種々の問題が存する。三ヶ月して廟見する意義に言及し、更に、未だ廟見しない時に死亡する婦の喪礼にも言及している。

注 ○礼経……「礼記」曾子問に「三月而廟見、称来婦也。扱日而祭於廟、成婦之義也」とある。「儀礼」士昏礼に、舅姑が没している時に婦が廟見する礼の経文に「若舅姑既没、則婦入三月、乃奠菜。」（若しも舅姑が既に没していれば、婦が夫の室に入って、昏礼がすんで最大限三ヶ月の後に、祖廟に菜を奠える礼を行う。一女が来て、舅姑存すれば、明日舅姑に見えるのである）とあり、更に、記に「婦入三月、然後祭行」（婦が室に入ってから三ヶ月して、はじめて四時の常祭があれば、助祭のことを行うことができる）とある。朱子は、「儀礼経伝通解」卷二・士昏礼第三・家礼之上に「右祭行」として、上掲の記の文を経文「若舅姑云々」の前に移

している。前掲「儀礼」I・士昏礼頁一六九註参照。○左氏「春秋左氏伝」に「鄭公子忽如陳、逆婦媼。陳鍼子送之、女先配而后媼。鍼子曰、是_レ不_レ爲_レ夫婦、媼其祖矣。非礼也。何以能育。今世俗新婦入門、此先拜_レ祖而後成昏。往々_レ非礼也。疑左氏不足信。或所_レ拋者、當時之俗礼、而言非先王之正法也。」(「家礼」昏礼考証引)と云っている。○可_レ去等事「大戴礼」に「婦有_レ七去、不_レ順_レ父母_レ去、無_レ子_レ去、淫_レ去、妒_レ去、有_レ惡疾_レ去、口_レ多_レ言_レ去、竊盜_レ去」(本命篇)とある。○或曰「礼記」曾子問に「曾子問曰、女未_レ廟見_レ而死、則如_レ之何。孔子曰、不_レ遷_レ於祖、不_レ耐_レ於皇姑、婦_レ葬_レ于女氏之党、示_レ未_レ成_レ婦也」とある。

郷飲酒

(23) 郷飲酒云、笙入、樂_二南陔・白華・華黍_一。想是笙入、吸_二此詩_一、而樂亦奏_二此詩_一。樂便是衆樂皆奏_レ之也。

「郷飲酒」に云ふ、「笙入り、南陔・白華・華黍を樂す」と。想ふに、是れ笙入りて、此の詩を吸りて、而して樂も亦此の詩を奏するならん。樂は便ち是れ衆樂、皆之を奏するなり。

「儀礼」の「郷飲酒」の經文に「笙を吹く者が門を入り、小雅の南陔・白華・華黍の三篇の詩を吹き樂でる」と云っている。これは、よく考えて見ると、笙を吹く者が入りて、これ等の三篇の詩を取って吹き樂で、堂上の瑟歌の樂も、またこれ等の三篇の詩を奏するのである。樂とは、もろもろの樂器を云うのであって、これ等は皆詩を合奏するのである。

△大意▽ 郷飲酒の礼における樂人の吹奏について言及する。

注 ○郷飲酒―郷大夫が三年(三年大比)に一回正月に、選んだ賢者・能者を賓とする礼で嘉礼に属す。朱子は「儀礼經伝通解」卷七・郷礼三之上に入れている。そこで、「…以_レ笙吹_二此詩_一以_レ爲_レ樂也。小雅篇也。今_レ。其義未_レ聞_レ。」とも云っている。○笙入…郷飲酒の「笙奏三終及獻_二笙_一」に関する經文に、「笙入、堂下警南北面立、樂_二南陔・白華・華黍_一。」とある。朱子は、この場合、笙の樂だけで、歌詞はなかったとする。前掲「儀礼」I・郷飲酒礼頁二八八註参照。

聘禮

(24) 問_二聘禮所_レ言君行_一、臣行_二之義_一。曰、君行步闊而遲、臣行步

狹而疾。故君行一步而臣行兩步。蓋下_レ敢同_二君之行_一而踐_二其跡_一也。國語、齊君晏子行、子貢怪_レ之。問_二孔子君臣交際之禮_一一段、說得甚分曉。個

「聘禮」に言ふ所の「君は一を行ひ、臣は二行く」の義を問ふ。曰く、君は行歩闊くして遅く、臣は行歩狭くして疾し。故に君行くこと一步にして臣行くこと兩歩なり。蓋し敢へて君の行に同じくして其の跡を踐まざらん。「國語」に、齊の君、晏子と行く、子貢が之を怪む。孔子に君臣交際の禮を問ふの一段、説き得て甚だ分曉なり、と。

「儀礼」聘禮の聘を行い享を奉る礼の処で、「公は賓に揖して先に入り、中庭に南面して立て、賓を俟つ」との經文に対する鄭注に、「君主が進み行くこと一の場合に、臣は二進み行く」とあるその意味を問うた。言う、君主は、その歩みは歩幅が闊くしてその速度は遅い。それに対して、臣は狭くして疾いのである。だから、君主が一步行けば、臣は二歩行くことになる。思うに、臣は君主の歩みに同調して、あえてその足跡を踐まないようにしたのである。「國語」に齊の國の君主が、その臣の晏嬰とともに歩いてきた。これを見た子貢が不思議に思った。そこで、師である孔子に君臣間の交際についての礼容を質問した一段は、大變はつきりと説明されてある、と。

△大意▽ 君臣の歩行の礼容について言及する。

注 ○聘礼…「儀礼」聘禮の聘享に関する經文「……大夫納_二賓_一。賓入門左。公再拜。賓辭不_レ答拜。公揖入、每門每曲揖。及廟門、公揖入、立于中庭。賓立接_二西塾_一。…」との鄭注に「公揖先入省_二內事_一也。既則立於中庭以俟_レ賓、不_レ復出_レ如此。得_レ君行_一臣行_二、於_レ礼可_レ矣。…」と、賈疏に「君行_一、臣行_二者、見_レ君行近、臣行遠。尊者宜_レ逸、卑者宜_レ勞也。」とある。○國語―二十一卷、左丘明の編といわれる。春秋時代の八國(周・魯・齊・晉・鄭・楚・吳・越)の歴史書。○晏子―齊の名宰相の晏嬰。字は仲、諡は平。靈・莊・景の三公に歴任す。○子貢―姓は端木(B.C. 520~456)の字、名は賜で孔門十哲の一人。朱子は「儀礼經伝通解」卷二十二・聘礼第三十七・邦國礼三之上に、「…又曰、君行_一、臣行_二、出_レ齊語晏子辭。今按、齊語無_レ此辭。今見_二曲礼・雜記

章」と、云っている。

公食大夫禮

(25) 公食大夫禮、乃是專饗大夫、爲主人者、時出勸賓。賓辭而獨饗。人傑

公食大夫の禮は、乃ち是れ専ら大夫を饗し、主人爲る者、時に出て賓に勸む。賓辭するも而も獨り饗するなり。

主君である公が、大夫に食を与える礼は、臣下である大夫を酒と食とで専ら饗するのであるから、主人である公は、時々賓の席の中央に出て来ては、賓に酒食を勧めるために、親ら饗を設けるのである。その時に、賓はそれを辞退するのであるが、それにも拘わらず獨り饗のものを設けるのである。

△大意▽ 公食大夫の礼で、主人たる公が、正・加饗を親設することに言及している。

注 ○公食大夫礼この礼は、聘礼を受けて、公が大夫に食を与える礼である。賓客を待遇する礼には、饗と食と燕とがあり、饗は飯をすすめる食と、酒をすすめる燕とを兼ねたものである。詳細は前掲「儀礼」II・公食大夫礼の解題を参照。○時出勸賓「儀礼」公食大夫礼の賓のために正饗を設けることに關する経文に「宰夫自東方授、饗。公設之。賓辭」と、また、賓のために更に殷敷を示すため、加饗を設けることに關する経文に「宰夫授公飲饗。公設之于滯西。賓北面辭」とある。

覲禮

(26) 天子常服皮弁。惟諸侯來朝、見於廟中。服冕服、用鬱鬯之酒。灌神。人傑

天子は常に皮弁を服す。惟だ諸侯來朝して、廟中に見ゆれば、冕服を服し、鬱鬯の酒を用て神に灌ぐ。

天子は、何時も朝の礼の朝服である皮弁すなわち白鹿皮の冠をかぶり、素絵の衣裳(素服)を着用する。ところが、ただ諸侯が天子に朝し、宗廟の中で朝享の礼を行う時になると、冕服を服するのであり、その礼が

おわってから、鬱鬯の酒をもって、神靈にそそぐのである。

△大意▽ 覲礼の時の天子の服制について述べる。

注 ○覲礼一覲礼は、諸侯が天子に、秋謁見する儀礼である。「礼記」王制に「諸侯之於天子也、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝」と、また、「天子無事、与諸侯相見曰朝」とある。「周礼」大宗伯に「以賓礼親邦國。春見曰朝。夏見曰覲。冬見曰遇。時見曰會。殷見曰同。時聘曰問。殷視曰視」とある。覲礼については前掲書「儀礼」II・「覲礼」の解題参照。○皮弁「覲礼」の皮弁の鄭注に「皮弁者、天子之朝服也」と、賈疏に「司服云、既朝則皮弁。故知在朝服皮弁。至入廟乃禘冕也」とある。○服冕服「覲礼」経文の「天子袞冕負斧依」の鄭注に「袞衣者、禘之上也。緇之緇之、爲九章。其龍天子有升龍、有降龍。衣此衣而冠冕。南鄉而立、以俟諸侯見」とある。○鬱鬯之酒「一種の香草で、この草を秬に合せて造った酒。「礼記」郊特性に「諸侯爲賓、灌用鬱鬯、灌用臭也」とある。

(27) 覲是正君臣之禮。較嚴。天子當依而立、不三下堂而見諸侯。朝是講賓主之儀。天子當宁而立、在路寢門之外、相與揖遜而入。

義剛

覲は是れ君臣の禮を正すこと較嚴なり。天子は依に當りて立ち、堂を下りて諸侯に見へず。朝は是れ賓主の儀を講ず。天子は宁に當りて立ち、路寢門の外に在りて、相與に揖遜して入る。

覲の礼は、天子に対して諸侯が臣である所以の君臣の礼を正すことにあり、すこし厳格である。だから、天子は堂上の依のところ南面して立ち、諸侯を、臣を待つ客礼で遇しないために、堂を下りないで北面している諸侯に見えるのである。朝の礼は、賓(諸侯)と主(天子)との儀礼を講述したものである。だから、天子は諸侯を客礼で応接するので、路門の外、応門の内、宁のところに立って諸侯を迎えるのであり、その路寢門の外、互に揖讓して門内に入るのである。

△大意▽ 覲礼中のいわゆる覲の礼と朝の礼との本質的差異を述べている。覲は君臣の礼を正し、朝は賓主の儀を述べたものだとする。

注 覲「礼記」郊特性に「覲礼、天子不三下堂而見諸侯。下堂而見諸

侯^一、天子之失礼也。由^二夷王以下^一とあり、また、祭義に「朝覲所^三以教^二諸侯之臣也^一」とか、樂記に「朝覲、然後諸侯知所以^三臣^二」とある。更に、曲礼下に「天子当^レ依而立、諸侯北面而立^二天子^一、曰^レ覲天子当^レ宁而立、諸侯東面、諸侯西面、曰^レ朝^一」との鄭注に「諸侯春見曰朝、受^レ轡於朝、受^レ享於廟、生^レ氣文也。秋見曰覲。一受^レ之於廟、殺^レ氣質也。朝者位於内朝、而序進。覲者位於廟門外、而序入。王南面立於依^レ宁^一而受^レ焉。夏宗依^レ春、冬遇依^レ秋。春秋時、齊侯唁^レ魯昭公、以^レ遇礼相見。取^レ易略^二也。覲礼今存。朝・宗・遇礼今亡^一」とある。○路寝門^一天子は五門で、朱子は「王宮之外門五。一日皋門。二日庫門。三日雉門。四日應門。五日路門」という。路寝門は、この路門のことである。

喪服經傳

(28) 今人齊衰用^レ布太細。又大功・小功皆用^二苧布^一。恐皆非^レ禮。大功須^レ用^二市中所賣^一火麻布稍細者^二。或熟麻布亦可。小功須^レ用^二虔布之屬^一。古者布帛精粗皆有^二升數^一。所以說^二布帛精粗不^レ中^レ度、不^レ齊^レ於市^一。今更無^二此制^一。聽^二民之所爲^一。所以倉卒難^レ得^二中^レ度者^一。只得^二買來自^レ意擇製^レ之爾^一。個

今の人、齊衰に布を用ふることに太だ細なり。又、大功・小功にも皆苧布を用ふ。恐くは皆禮にあらず。大功は、須らく市中に賣る所の火麻布の稍細き者を用ふべし。或ひは、熟麻布も亦可なり。小功は、須らく虔布の屬を用ふべし。古者、布帛の精粗皆升數有り。所以に布帛の精粗、度に中らざれば、市に齊がらずと説けり。今、更に此の制無し。民の爲る所に聽す。所以に倉卒に度に中る者を得難し。只買ひ來て自ら意を以て擇びて之を製することを得る爾。

今日の人々が、齊衰の服に使用する布は、大麥きめの細いものになっている。又、大功・小功の場合でも、皆苧麻の布を用いている。これらは皆礼制に適していないのである。大功の場合は、市販されているところの火麻布のややきめの細い布を用うべきである。その場合、熟麻布でもよろしい。小功の場合は、虔布の屬を用うべきである。古い時代では、布帛の精・粗に、皆一定の升数が定められていたのである。だから、

ら、布帛の精粗が、定められた規格にあわないものであったら、市場でうれないと説かれたのである。今日では、このような制度はなくなったので、民衆が製作しているものをいろいろと聴取して決めるのである。このような現状だから、規格に合致したものを入手することは困難である。そこで、布を買い求めて来て、自分のおのがじの考えで適当に喪服を製定することになるだけの事である。

△大意▽ 喪服の用布についての所見を述べ、升数にも言及して、朱子時代の喪服のあり方にも論及している。

注 ○齊衰……「喪服」の齊衰杖期に「疏衰・裳齊……」とある。○大功・小功……大功朔九月・七月に「大功布衰・裳……」と、また、小功朔五月に「小功布衰・裳……」とある。○火麻布……火麻は大麻のことで、その布。○熟麻布……火麻と異っていて、よく煮た胡麻(芝麻)の布のことか。○虔布……虔は乾で、かたいかわいた布のことか。○有升數……「喪服伝」に「……衰三升。……。佐曰、大功布九升、小功布十一升……」と見える。「礼記」問佾に「斬衰三升。齊衰四升、五升、六升。大功七升、八升、九升。小功十升、十一升、十二升。緦麻十五升。去^レ其半。有事^レ其緦^一、無事^レ其布曰^レ緦。此衰之發^レ於衣服者也」とある。一般には、五服の布は、皆纓(八十纒を一升とする)の精粗で順序づけるのであって、その粗なる者は服が重く、細い者は服が軽いことになる。この間の経緯については、谷田孝之「中国古代喪服の基礎的研究」(風間書房・昭和四十五年五月刊)第三部・第三章衣裳の項に詳細なる論考が見えるので、参照されたい。なお、前掲「儀礼」Ⅲをもあわせて参照されたい。

(29) 喪服葛布極粗。非^レ若^二今之細^一也。個

喪服の葛布は極めて粗し。今の細きが若きにあらざるなり。

喪服の五服の用布のなかで、葛の布は、きわめて粗いものなのである。今日のようなきめの細いものではなかった。

△大意▽ 喪服の用布の葛布について言及する。

注 ○喪服……喪服とは喪中に着る麻製の衣服のことであるが、広くは衣食住全般にわたる謹慎生活の一般的な等級をも指すのである。死者との親近関係によって、斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻の五等に大別され、更に、それに関連して、服制や期間の長短によって細分化されて構想されている。

(30) 總十五升、抽_二其半_一者、是一篋。只用_二一經_一。如_今廣中有_二三種_一布_一。又如_二單經黃草布_一。皆只一經也。然小功十一升、則其縷反多_二於總_一矣。又不_レ知_二是如何_一。闕祖

總は十五升にして、其の半を抽るとは、是れ一篋なり、只だ一經を用ふるのみ。今、廣中に一種の疎布有るが如し。又、單經の黃草の布の如し。皆只だ一經なり。然して小功十一升なれば、則ち其の縷反つて總よりも多し。又是れ如何なるかを知らず。

總の用布は十五升の布を用いて、其の半分をとり抽つて、七升半の布を用いるのは、これが一篋であつて、その場合の一つの經すなわち六百縷を用いることになる。例えば、今日、広の中にある種の疎布があるようなものである。又、一つの經の黃草の布のようなものである。これ等は皆一つの經だけなのである。ところで、そうなると、小功の用布は十一升であるから、その縷の数は、總の場合より、反対に多くなることになる。この理由についても、またどうしてそのようにするのか、よくわからない。

△大意▽ 總の用布の升数について述べ、小功の用布と比較して、その縷の多寡について論及する。

注 ○總……喪服の「總麻三月」に關する經文に「總麻、三月者」と、伝に「伝曰、總者十五升、抽_二其半_一、有_二事_一其縷、無_二事_一其布曰總」とある。「礼記」雜記上に「朝服十五升、去_二其半_一而總。加_レ灰錫也」と、その鄭注に「總精麤与朝服同。去_二其半_一、則六百縷而疏也。又無_二事_一其布。不加_レ灰焉」とある。前掲「儀礼」Ⅲ・頁二八一を参照。○篋……機の具。○闕祖……李闕祖。字は守約、号は綱齋。光沢の人。朱子五十八歳以後の記録者である。

(31) 問、温公儀、首經綴_二於冠_一。而儀禮疏說、別_レ材而不_二相綴_一。曰、綴也得。不_レ綴也得。無_二緊要_一。淳

問ふ、温公の儀に、首經は冠に綴ると。而して「儀禮」の疏に説く、「材を別にして相綴らず」と。曰く、綴るも也た得。綴らざるも也た

得たり。緊要無し、と。

司馬温公の「喪儀」の五服制度の項に、首經は冠に武に綴ると、云い、「儀礼」賈疏は、首經と冠とは、その材料が別々のものであつて、それを綴り合わせることはない、と云っています。どうなのでしょう。か、と問うた。言う、それは綴つてもよいし、綴らなくてもよいのであつて、たいして大事なことはないのだ、と。

△大意▽ 首經と冠とを綴り合わせるかどうかについての所見を述べる。

注 ○温公儀：司馬光「書儀」卷六に見ゆ。○首經——「儀礼」の斬衰三年に關する經文に「喪服、斬衰_二裳、直經_一・杖_二・絞帶_一・冠繩纒_二・菅履者_一の首經で、鄭注に「首經、象_二緇布冠之缺項_一」と、首經のことで、麻のまきものである。詳細については、前掲書谷田氏「中國古代喪服の基礎的研究」及び「儀礼」Ⅲを参照。なお、纒を經(武)に連結するのではなくして、冠に連結するのであるとか、種々問題のあることを指摘しておく。○儀礼疏……「礼記」雜記上に「喪冠条屬。以別_二吉凶_一。三年之纒冠、屬_二右縫_一」との鄭注に「条屬者、通_二屈_一一条繩若布為_レ武。垂下為_レ纒、屬_二之冠_一。象_二大古_一、喪事略也。吉冠則纒武異_レ材焉。右縫者、右辟而縫_レ之」とあり、更に、前掲「儀礼」經文の賈疏に「……今喪之首經与冠繩纒、別_レ材而不_二相綴_一……」とあるによる。

(32) 堯卿問_二經・帶之制_一。曰、首經大一搯。只是拇指與_二第二指_一一圍。腰經較小。絞帶又小_二於腰經_一。腰經象_二大帶_一。兩頭長垂_レ下。絞帶象_二革帶_一。一頭有_二扣子_一。以_二一頭_一串_二於中_一而束_レ之。總如_二今之醫巾_一。括髮是束髮為_レ髻。安卿問、鄭氏儀禮注及疏、以_二男子括髮與_一免、及婦人髻、皆云、如_二著_一髻頭_一然。所謂髻頭何也。曰髻頭只如_二今之掠頭編子_一。自_二項_一而前交_二於額上_一、却繞_レ髻也。免或讀如_二字_一。謂_二去_レ冠。又問_二婦人首經之制_一。曰、亦只是大麻索作_二一環_一耳。○義剛

堯卿、經・帶の制を問ふ。曰く、首經は大き一搯なり。只だ是れ拇指と第二指と一圍するなり。腰經は較小なり。絞帶は又腰經よりも小なり。腰經は大帶に象る。兩頭長くして下に垂る。絞帶は革帶に象る。一頭に扣子有り。一頭を以て中に串て之を束ぬ。總て今の髻巾の如し。括髮は

是れ髪を束ねて髻と爲るなり、と。安卿問ふ、鄭氏が「儀禮」の注及び疏に、男子の括髪と免と、及び婦人の髻を以て、皆云ふ、髻頭を著するが如く然り、と。所謂髻頭とは何ぞや、と。曰く、髻頭は只だ今の掠頭編子の如し。項自りして前し、額上に交へ却けて髻を繞るなり。免は或は讀みて字の如し。冠を去るを謂ふ、と。又、婦人首經の制を問ふ。曰く、亦只だ是れ大麻索、一環を作るのみ、と。髻は首髻なり。

髻頭は、男子の場合の經と帶との制式について問うた。言う、首につける麻のまきものである首色の首經の大きさは、一搯である。その寸法は、拇指と人さし指とで作った輪の大きさなのである。腰につける要經は、その首經よりわずかに小さいものである。ところで、苜麻を綯って作った絞帯は、またその要經よりは小さいものである。その要經は大帯にまねて作るのである。それには、両端を長く垂らして下げるのである。また、絞帯は革帯にまねて作るのである。それには、一端に環がついていて、その一端をその中に通して束ねるのである。これらは、ことごとく今日の醫巾のようなものである。括髪とは、髪を束ねて髻とするのである、と。安卿が問う、鄭氏が「儀禮」喪服の注や、その賈疏に「男子が麻で括髪したり、布で免したりすることや、婦人が喪中に結ぶ髪すなわち髻することなどは、皆髻頭を著けたようにするのである」と、二云っています、世に云う、髻頭とはどのようなものなのか、と。言う、髻頭とは、今日のある掠頭編子のようなものであるのだ。麻をもって項より前に出して、額の上を交えて、却けて髻を繞らして、髻頭を著けたようにするのである。また、免の意味は、その字の讀みの通りである。それは、冠をとり去ることの意味である、と。次いで、婦人の首經の制式について問うた。言う、これもまた大きな麻の索で、一つの環を作るだけのことである、と。髻は首髻である。

△大意▽ 男子と婦人との經と帶との制式について論及し、漢代の髻頭の内容及び免の意味にも言及している。

注

○髻頭—李唐笄。朱子は持循雅飭と称す。○首經—「儀禮」喪服の斬衰三年の項の經文に「喪服。斬衰・裳、首經・杖・絞帶・冠繩纒・菅屨者」と、伝に「首經者、麻之有實者也。首經大搯、左本在右下。……絞帶者繩帶也。……」とある。首經には、首に廻す首經(環經)と腰に廻す腰經(經帶)との二つがある。なお、要經と麻を絞った繩狀の絞帶とは別物ではないと見る説(谷田氏「中国古代喪服の基礎的研究」)もあるが、朱子は別物と見てゐる。これらの詳細については、前掲「儀禮」Ⅲ・喪服参照。○大帶—「儀禮」の鄭注に「要經象大帶」とある。「禮記」雜記上に「朱練帶甲、加大帶之上」と、祭服につける大帶と革帶とあり、大帶は革帶の上に加えるもの。○革帶—「儀禮」の鄭注に「有絞帶象革帶」とある。「禮記」玉藻に「肩革帶博二寸」と、鄭注に「凡佩紱於革帶」とあり、革で造った帶である。○扣子—ボタン。Knot、環の類。○醫巾—詳細は不明。もとどりの。○安卿—林學毅。字蒙(字は正卿)の弟。福州永福の人。朱子六十九歳の問答の記録者である。○括髪—「禮記」喪服小記に「斬衰・括髪以麻。免而以布」とあり、麻で頭髪を束ねること。○儀禮—「喪服の經文に「女子子在室、為父。布綯、箭筈、髻、衰、三年」と、鄭注に「髻、髻也。猶男子之括髮。斬衰括髮以麻。則髻亦用麻。以麻者自項而前、交於額上、卻繞於額如著髻頭焉。小記曰、男子冠而婦人髻。男子免而婦人髻。……」と。更に、その賈疏に「鄭引漢法髻頭、況者、古之括髮、其髻之狀亦如此。故鄭注十冠禮云、其用麻布亦如著髻頭也。……亦引小記括髮及漢髻頭為說、則及髮及免與髻三者、雖用麻布不同、皆如著髻頭不別。……」とある。亦、士喪禮の記文に「婦人髻于室」の鄭注に「始死、婦人將斬衰者、去筈而纏、……今言髻者、亦去筈而纏而紉。……」とある。「禮記」檀弓上に「魯婦人之髻而弔也」の鄭注に「去纏而紉、曰髻」とある。なお、「家礼」卷四「喪禮」の文に「具括髮麻・免布・髻麻」ともある。○髻頭—拙稿「朱子礼關係文献国訳」卷八十四(33)節注参照。一般には、後周の武帝の作と云う沈括「夢溪筆談」に「髻頭一謂之四脚、乃四帶也。二帶繫腦後垂之、折帶反繫頭上、令曲折附項。故亦謂之折上巾。唐制唯人主得用硬脚。晚唐方鎮擅命。始僭用硬脚。本朝髻頭有直脚・局脚・朝天・順風凡五等。唯直脚貴賤通用之。又庶人所戴頭巾。唐人亦謂之四脚。蓋兩脚繫腦後、兩脚繫額下。取其服勞不脫也。無事則反繫于頂上。今人不復繫額下。而帶遂為虛設」(卷一)とある。○掠頭編子—詳細については不明。

(33) 或問「服制」。曰、儀禮事都載在三裏面。其間曲折難行處、他都
有箇措置得恰好。因舉二項。父卒繼母嫁、後爲之服。報。傳曰、
何以期也。貴終也。嘗爲二母子、貴終其恩。此爲二繼母一服之義。
賀孫

或ひと服の制を問ふ。曰く、「儀禮」は事都て載て裏面に在り。其
の間の曲折行ひ難き處、他都て箇の措置し得て恰好なること有り。因に
一項を舉ぐ。「父卒して繼母嫁す。後之が爲めに服す。報ゆ」と。「傳
に曰く、「何を以て期するや。終ふるを貴ぶなり」と。嘗て母子爲れ
ば、其の恩を終ふるを貴ぶ。此れ繼母の爲めに服するの義なり、と。

或る人が、「喪服」の制度について問うた。言う、それらの事につい
ては、どれもこれも皆礼經書「儀禮」喪服篇の中に、記載されてある。
その中には、こみいって実行できないようなものまでも、すべて適切に
措置し得られてある。そこで、ついでに、一つの喪服についての事例を
挙げてみよう。「喪服」の「齊衰杖期」の經文の中に「父が卒して、
繼母が嫁し、子が繼母に従つてゆけば、後たる子は、繼母のために齊
衰・杖・期に服する。もし、その子が先に死ねば、繼母も報いて、同じ
く齊衰・杖・期に服する」とある。更に、「伝にいうに、繼母が嫁する
のは、出母の時とは異なるのに、何ゆえに齊衰・杖・期に服するの。そ
れは繼母が嫁しても、よく撫育の恩を終えたのを貴ぶのである」とあ
る。嘗つては母親と子との間柄であつたから、その恩を終えたことを貴
ぶからである。これは、繼母のために期に服するところの意味を表白し
たのである、と。

〈大意〉喪服の諸制度は、すべて礼經書たる「儀禮」の中に登載されている
として、「齊衰杖期」の經・伝文を事例として援引しながら、それを実証
している。

注 ○父卒……「儀禮」喪服の齊衰杖期の經・伝文。○後……「後」は經文に
は「從」の字に作り、「父卒し、繼母嫁し、從へば、之が爲めに服す。報

ゆ」と読むこととなる。後でも通ずる。胡氏「儀禮正義」引によると、王
肅は「從乎繼母而寄育、則爲服。不從則不レ服、服也則報。不レ服則
不レ報」とある。この從の字については、前掲書「儀禮」Ⅲ・喪服七八頁
註を参照。○嘗爲……其恩——当該伝文の「鄭注」の文である。

(34) 沈存中説、喪服中、曾祖齊衰服。曾祖以上、皆謂之曾祖。恐是
如此。如此則皆合有齊衰三月服。看來、高祖死、豈有不爲服
之理。須行合行齊衰三月也。伊川頤言、祖父母喪、須是不レ赴
舉。後來不レ會行。法令雖無明文、看來、爲士者、爲祖父母期
服、内不當赴舉。個

沈存中説く、喪服の中に、曾祖には齊衰の服と。曾祖以上は、皆之を
曾祖と謂ふ、と。恐くは是れ此の如くならん。此の如くんば、則ち皆合
に齊衰三月の服有るべし。看來れば、高祖死して、豈に服を爲さざるの
理有らん。須合らく齊衰・三月を行ふべきなり。伊川頤言ふ、祖父母の
喪には、須らく是れ舉に赴かざるべし、と。後來會て行はれず。法令に
明文無しと雖も、看來れば、士爲る者、祖父母の爲めに期に服するも、
内には當に舉に赴くべからず。

北宋の沈括は、喪服の中で、曾孫が曾祖父母のためには齊衰・三月に
服するとあり、曾祖以上すなわち高祖・玄孫などは皆曾祖と通言するの
である、と説いている。恐らくそのような事になるであろう。そうだと
すれば、曾祖以上には、皆齊衰・三月の喪に服すべきである。このよう
によく見て来ると、高祖が死んだ場合に、どうして喪に服さないという
道理があるうか。当然齊衰・三月の喪に服すべきである。ところで、程
伊川も、近頃、孫が祖父母の葬の場合には、その喪儀に是非とも赴む
必要はないのであると言っている。しかし、その後、この儀節は実行
されなくなつた。法令には、その事に關するはっきりした規定の文はな
いとしても、よく考えて見ると、士の身分の者は、孫が祖父母のため
には、齊衰・不杖・期に服するのであつて、その場合、当然同宗内でのそ

の挙式には赴むかないのである。

△大意▽ 沈括の喪服に関するすなわち「曾祖父母」と「祖父母」に対する服の説について、自説を展開する。

注 ○沈存中一沈括(1030~1094)。号は夢溪翁。宋の銭塘の人。「夢溪筆談」などを著す。○曾祖齊衰服一「喪服」の齊衰三月の伝文に「曾祖父母」とあるによる。「夢溪筆談」卷第三に「喪服但有曾祖齊衰五月。遠曾祖麻三月。而無高祖遠孫服。先儒皆以謂服同曾祖曾孫。故不言可推而知。或曰、經之所不言、則不服。皆不然也。曾重也。由祖而上者曾祖也。由孫而下者曾孫也。雖三百世可也。苟有相違者、則必為服喪三月。……」(弁証一)とある。○伊川頌言一「出典不明。○為祖父母一「喪服」の齊衰不杖期の經文に「祖父母」とあるによる。

(35) 沈存中云、高祖齊衰三月。不特四世祖爲然。自四世以上、凡達事、皆當服衰麻三月。高祖蓋通稱耳。閑祖

沈存中云ふ、高祖には齊衰・三月す、と。特り四世の祖のみに然と爲すにあらず。四世自り以上、凡そ事ふるに達ぶには、皆當に衰麻・三月に服すべし。高祖とは蓋し通稱するのみ。

沈存中は、高祖には齊衰・三月の喪に服する、と言っている。ただ、四世の祖すなわち曾孫が曾祖母のために齊衰・三月に服するだけではない。四世より以上でも、すべて、事えた者には、皆衰麻(齊衰)三月に服すべきである。ところで、高祖とは、思うに一般に通用する称呼であるだけだ。

△大意▽ 高祖に対する喪服の説を述べ、曾祖父母と高祖との喪服について論及する。

注 ○達一或本には達に作る。

(36) 問、某人不言丁所生母喪。曰、禮爲所生父母、齊衰・杖・期。律文許申心喪。若所生父再娶、亦當從律。某人是也。又問、若所生父、與所繼父、俱再娶、當持六喪乎。曰、固是。又問、先儒爭濮議一事。曰、此只是理會稱親。當時蓋有引戾園事、欲稱皇考二者。又問、稱皇考二是否。曰、不是。然近世儒者、亦

有多言合稱皇考者上。人傑

問ふ、某の人、肯て生む所の母の喪に丁らざることを。曰く、禮に、生む所の父母の爲めに、齊衰して杖つき期す、と。律の文に心喪を申すことを許す。若し生む所の父、再び娶らば、亦當に律に従ふべし。某の人は是なり、と。又問ふ、若し生む所の父と、繼ぐ所の父と、俱に再び娶らば、當に六喪を持すべきや、と。曰く、固より是なり、と。又問ふ、先儒濮議を争ふ事を。曰く、此れ只だ是れ親を稱することを理會す。當時、蓋し戾園の事を引きて皇考と稱せんと欲する者有り、と。又問ふ、皇考と稱することはなるや否や、と。曰く、是ならず。然るに、近世の儒者も亦多く合に皇考と稱すべきと言ふ者有り、と。

ある人が、実の母親の喪に服しようとしなないのは、どうなのでしょうかと、問うた。言う、「儀礼」經文には、実の父母の爲めに、齊衰して杖つき期の喪に服するとある。律の条文には、心喪に服することを許している。もしも、母が家を出された後、父が再び娶った場合には、父が生存中であれば、律に従って母のために心喪に服し、父が没している時は、齊衰して杖つき期の喪に服さなければならないのである。ある人の場合は、これに該当するのである、と。又、若しも実の父や継父が、再び娶った場合には、その継母に対する喪は、親母の場合のようになるのか、と問うた。言う、もともとそうするのである。すなわち、母の服の如くに齊衰・三年に服するのである、と。又、先輩の儒者達が、濮議の論争を行った事について問うた。言う、この論争は、宋の天子・英宗が実の親をどのように呼んだらよいかとの称谓を考えたものである。思うに、その当時、戾園の事例を援引して、皇考と呼んだらよいのではないかと主張する者もあった、と。又、皇考と称呼したらよいものではないか、どうでしょうかと、問うた。言う、それはよくない。ところが、近頃の儒者達の多くも、また、皇考と称呼すべきだと主張する者もいるのである、と。

△大意▽ 親母や継母に対する喪服について論及し、更に濮議の「皇考」の稱謂についても言及している。

注 ○礼「儀礼」喪服の經文に「父」（父のためにす―子は父のために服の重い斬衰・三年に服す礼）とあり、「父在爲母」（父在れば母の爲めにす―父が在世中であれば、子は父に、屈して母のために斎衰・杖・期に服するが、心のうちでは三年に服する）と、「父卒則爲母」（父卒すれば母の爲めにす―父が卒しておれば、子が母の爲めに斎衰・三年に服する）と、更に「出妻之字爲母」（家を出された妻の子が、再嫁しない母の爲めには、父が没している時は斎衰杖期に服する。父が在れば、心喪に服する）とある。継母の場合には「繼母如母」（継母には母の如くにす―継母にも母の服の如くに斎衰・三年に服する）とあり、賈疏に「繼母本非骨肉。故次親母後。喪之如親母」とある。○六喪―或本には大喪に作るが、大が正しい。天子・皇后・皇太子の喪礼のことであるが、ここでは親の喪のこと。○濮議―宋の英宗（1033～1066）が、その実父、濮安懿王を崇拝する典礼を議した時に、皇伯と称すべきか、皇親と称すべきかについて論争したこと。その中には、呂誨（1014～1071）、呂大防（1027～1097）、范純仁（1027～1101）などがいる。○皇考―天皇の亡父。【礼記】曲礼に「父曰皇考」とある。○辰園事―辰園の事とは具體的に何を指すか不明である。辰を鹿の意味にとると、朝廷の事となる。

37) 儀禮期喪條内注説、國君有疾、不能爲祖父母・曾祖父母一服、則世子斬。又曰、君喪、皆斬。説已分明。天子無三期喪。凡有服、則必斬三年。淳

【儀禮】期の喪の條内の注に説く、國君疾有りて、祖父母・曾祖父母の爲めに服すること能はざれば、則ち世子斬す、と。又曰く、君の喪には、皆斬す、と。説已に分明なり。天子には期の喪無し。凡そ服有れば、則ち必ず斬すること三年なり、と。

【儀禮】の「喪服」の期の喪の條内の注に、國君が疾病であつて、祖父母や曾祖父母のために喪に服することができない時には、父である國君にかわつて世子（皇太子）が、斬衰・三年に服する、と説いている。又、君の喪の爲めには、臣は皆君のために斬衰・三年に服すると言っている。この説は、すではっきりしていることである。天子の爲めに

は、天子は至尊であるから、期の喪に服することはないのである。一般に喪に服することがあれば、必ず五等の中で最も重い斬衰を着用して三年の喪に服するのである、と。

△大意▽ 國君に代つて世子が祖父母・曾祖父母のために斬に服すること、君や天子のためにする喪服について言及する。

注 ○注説「喪服」中婉処不明。○祖父母…「喪服」の經文に「祖父母」（祖父母のためにす―孫が祖父母のために斎衰して杖をつかないで期の喪に服する）と、また「曾祖父母」（曾祖父母のためにす―曾孫が曾祖父母のために斎衰・三月に服する）とある。太子として國君に代つて服するので、加服するのである。○君喪―經文に「君」（君のためにす―臣は自分の君の爲めには斬衰・三年に服する）とある。○天子無期…經文に「諸侯爲天子」（諸侯天子の爲めにす―諸侯は天子のために斬衰・三年に服する）とある。

38) 因言、孫爲二人君、爲祖承重。頃在朝檢此條不見。後歸家檢儀禮疏、說得甚詳。正與今日之事一般。乃知、書多看不辨。舊來有明經科。便有人去讀這般書、注疏都讀過。自王介甫新經出廢明經・學究科、人更不讀書。卒有禮文之變、更無人曉得。爲害不細。如今秀才和那本禮、也有不看底。朝廷更要將經義・賦・論・策頒行印下、教人在上。個

因に言ふ、孫、人君と爲り、祖の爲めに重を承くると。頃る朝に在りて此の條を検するに見へず。後、家に歸りて「儀禮」の疏を検すれば、説き得て甚だ詳なり。正に今日の事と一般なり。乃ち知りぬ、書多きは見て辨ぜざることを。舊來、明經の科有り。便ち人這般の書を読み去り、注・疏都て讀み過ぐる可有らん。王介甫、新經出だして、明經の學究の科を廢してより、人、更に書を讀まず。卒に禮文の變有れば、更に人の曉り得ること無し。書を爲すこと細ならず。如今、秀才、那の本經を和て、也た看ざる底有り。朝廷、更に時の經義・賦・論策を、頒行し印下して、人を教ふることやらんことを要す、と。ついでに次の事に言及しておく。適孫が人君の位を嗣ぐと、宗廟の重

きを受け継ぐことになる。近頃、此の項の条文を朝廷にいて檢べるのに、どうしても見つからなかった。ところが、後で帰宅して「儀礼」の「賈疏」を調べてみると、この件についての説明があつて、大要詳細であつた。この事實は、今日の他の事柄に關しても、まさしく同じようなことが存するのである。そこで、書籍がいくら多量に蔵せられていても、よくそれらを読解して、その書籍の内容を一々弁別し理解できないような現実であることが、明瞭になつた。前々から科挙の科目に「明經科」が設けられていたので、人々は經書に關する多くの書籍を読み、その上、それらの注や疏までもすべて読破したものである。ところが、本朝の神宗の時、王安石が伝統的な注疏の理解によらないで、新しい經書の解釈いわゆる「新義」を世に出し、更に、科挙の科目から「明經科」とその中の「學究科」を廢止してからは、人々は一段と經書とりわけ禮經書を読まなくなつた。そこで、とうとう禮經文の変則的内容(すなわち変服など)があつた場合、誰一人として、その内容について理解を示すことができなくなつていて、その弊害は大変大きなものになつてゐる。だから、今日の秀才たちには、その根本となる經文に照合して、礼文をよく看るような態度はなくなつたのである。そこで、朝廷は現行の科目の内容になる經義・賦・論策などに関するものを印刷配布することによつて、人々を教育しようとする必要を認めたのであつた、と。

〔大意〕 宋代における科挙の科目内容の変化によつて、禮經書を正しく理解することも、その能力をもつ礼學者もいなくなつてゐる現実を批判して、王安石の禮經觀・政教政策に論及する。この項に關しては、「語類」卷八十四節參照。

注 ○孫……「喪服」の斬衰三年の經文の「為二人後者」の伝文に「受」重者、必以尊服「服之」とある。○時―或本には將に作る。○經義―從來の明經科を廢して作つた科目で、經書の大意(義)を問う。○賦―詩賦。○論策―宋代にはじまつた科目で、時務政策。

〔99〕 無大功尊。父母本是期。加成三年。祖父母・世父母・叔父母本是大功。加成期。其曾祖父母小功。及從祖伯父母・叔父母小功者、及正服之不加者耳。闕祖

大功の尊無し。父母は本是れ期なり。加へて三年と成る。祖父母・世父母・叔父母は本是れ大功なり。加へて期と成る。其の曾祖父母は小功なり。及び從祖伯父母・叔父母の小功なる者は、乃ち正服の加へざるのみ。

大功の服で以つて至尊に服することはないのである。だから、父母に對する服は、本来期の喪に服するのであるが、加えて三年の喪に服するのである。同様に、祖父母・世父母・叔父母らに對する服は、本来大功の喪に服するのであるが、加えて期の喪に服するのである。だが、曾祖父母に對する服は、小功の喪に服するのである。更に、從祖伯父母や叔父母に對して、小功の喪に服するのは、本来正服なのであつて、加えられたものではない。

〔大意〕 尊者に對する喪服は、大功で服することはないとして、加服のことに言及し、更に正服についても論及する。

注 ○無大功尊―喪服の「齊衰不杖期」の伝文に關する敖繼公の説に「謂不可以大功之服服至尊上。故加而為期也」(胡氏「正義」引)とある。更に、李如圭は「五屬之服、同父者期、同祖者大功、同曾祖者小功、同高祖者緦、世父・叔父与己同出於祖、應服大功。以其身与父為一體。故進服期也」(「儀禮集釈」と云つてゐる。○父母……父に對しては經文に「父」(厚恩の者には服が重いので、子は父の爲めに斬衰・三年に服する)とあり、母に對しては、「父卒、則爲母」(父が卒しておれば、子が母の爲めに齊衰・三年に服する)とあるが、「父在、爲母」(父が在世中であれば、父に屈して母の爲めに、齊衰・杖・期に服するが、心のうちでは三年に服する)とある。「家礼」喪禮では、「子爲母」には、今制で斬衰三年とし、また、正服で齊衰三年ともしてゐる。○祖父母・世父母・叔父母―經文に「祖父母」(孫が祖父母の爲めに齊衰・不杖・期に服する。)と、更に「世父母・叔父母」(世父母・叔父母の爲めにその兄弟の子が齊衰・不杖・期に服する)とある。「爾雅」に「父之昆弟、先生爲世父。後生爲叔父。父之兄妻爲世母。父之弟妻

為「叔母」(「親親」)にも「父之兄曰世父。言為「嫡統」世也」とある。○曾祖父母：「喪服」の經文に「曾祖父母」(曾祖父母のためにす)曾孫が曾祖父母のために齊衰・三月に服する)と、伝文に「何以齊衰・三月也。小功者兄弟之服也。不_レ敢_レ以_レ兄弟之服_レ至_レ尊_レ也」(曾祖父母には小功・五月の喪に服すべきなのに、何ゆえに齊衰・三月に服するの。か小功の喪に服するのは兄弟のための服である)と。そこで敢て兄弟の服をもって至尊である曾祖父・母に服しないのである)とある。この詳細については、前掲「儀礼」Ⅲ・頁一六六以降参照。なお、經文に「從祖父母・從祖父母・報」(從祖祖父母・從祖父母のためにす。報ゆ_レ昆弟の孫が從祖祖父母・從祖父母のために小功・五月に服する。また、從祖祖父母が昆弟の孫に、從祖父母が從父昆弟の子に対して報いる)と、また「從祖昆弟」(從祖昆弟のためにす)從祖昆弟のために小功・五月に服する)とある。

(40) 母之姉妹服、反重_レ於_レ母之兄弟。縁_レ於_レ兄弟_一既嫁、則降_レ服。而於_レ姉妹之服、則未_レ嘗降_レ。故爲_レ子者、於_レ舅服_レ總。於_レ姨母_レ服_レ小功_一也。賀孫

母の姉妹の服、反て母の兄弟よりも重し。兄弟に於て既に嫁すれば、則ち服を降す。而して姉妹の服に於ては、則ち未だ嘗て降さざるに縁る。故に子爲る者、舅に於ては總に服す。姨母に於ては小功に服するなり。

子が母の姉妹(「姨母」從母)に対する服は、母の兄弟(「舅」)に対するよりも、むしろ重い喪に服するのである。母の兄弟の中ですでに結婚した者に対しての服は、降して總麻の喪に服するが、姉妹の場合には、服を降すことはいないのである。だから、子はその母の昆弟である舅のために總麻・三月に服する。そして姨母のためには、小功・五月に服するのである。

△大意▽ 母の昆弟・姉妹に対する服についての差異とその本質とを述べる。

その差異の本質的理由は種々あって、にわかには決し難いとする。

注 ○妹姉服一經文に「從母……」(從母のためにし……)母の姉妹である從母のために小功・五月に服する……)と、伝文に「何以小功也。以_レ名加也。外親之服、皆親也」(…母の名があることによって加えて小功にするのである。本来外親族の服は、皆總麻である)とある。この間の詳細について

は、前掲書「儀礼」Ⅲ・頁二六一以下参照。○於舅……經文に「舅」(舅のためにす)母の昆弟である舅のために總麻・三月に服する)とある。○姨母一母の姉妹。「親名」に「母之姉妹曰姨」(「親親」と、「説文」に「後世謂_レ母之姉妹曰姨」とある。

(41) 舅於_レ甥之妻_レ有_レ服。甥之妻於_レ夫之舅_レ却無_レ服也。可_レ疑、恐是舅則從_レ父身上推將來、故廣。甥之妻則從_レ夫身上推將來、故狹。義剛舅は甥の妻に於て服有り。甥の妻は、夫の舅に於ては却て服なきなり。疑ふべし、恐くは是れ舅は則ち父の身上從り推し將ち來る、故に廣し。甥の妻は則ち夫の身上從り推し將ち來る、故に狹し、と。

母の昆弟である舅が、姉妹の子である甥の妻に対しては喪に服する。ところが、甥の妻は夫の舅に対しては、むしろ喪に服さないのである。これは、恐らくは、舅は夫の父親の身上から推考して來るので、喪に服する範圍が広く考えられるのであり、甥の妻は、夫の身上から推考して來るので、その喪に服する範圍が狭くなるのであらう、と。

△大意▽ 舅が甥の妻に対する服及びその報服について、その根拠を推考している。

(42) 禮、妻之父曰舅。謂_レ我舅_レ者、吾謂_レ之甥_レ。古禮、甥字用處極多。

如_レ婿謂_レ之甥_レ、姑之子亦曰甥。或問、姪字本非_レ兄弟之子所當稱。曰、然。伊川嘗言_レ之。胡文定家子弟稱_レ猶子_レ。禮、兄弟之子猶子也。亦不_レ成_レ稱呼_レ。嘗見、文定家將_レ伊川語錄_レ凡家説_レ姪處_レ、皆作_レ猶子_レ。私常怪_レ之。後見_レ他本_レ、只作_レ姪字_レ。乃知、猶子字文定所改。以_レ伊川嘗非_レ之、故也。殊不知、伊川雖_レ非_レ之、然未_レ有_レ一字替得_レ。亦且只得_レ從_レ俗。若改爲_レ猶子_レ、豈不_レ駭_レ俗。據_レ禮兄弟之子當_レ稱_レ從子_レ爲_レ是。自_レ曾祖_レ而下三代、稱_レ從子_レ。自_レ高祖_レ四世而以上、稱_レ族子_レ。個

禮に妻の父を舅と曰ふ。我を舅と謂ふ者、吾之を甥と謂ふ。古の禮に、甥の字用ふる處極て多し。婿之を甥と謂ひ、姑の子も亦甥と曰ふが

如し。或ひと問ふ、姪まへの字は本兄弟の子の當に稱すべき所に非ず、と。曰く、然り、と。伊川嘗つて之を言ふ。胡文定は家の子弟を猶子と稱す。禮に「兄弟の子猶ほ子のごときなり。」と。亦稱呼を成さず。嘗つて見る、文定の家、「伊川語錄」、凡そ家に姪と説く處を將て、皆猶子と作す。私は常に之を怪む。後に他本を見るに、只だ姪の字に作る。乃ち知りぬ、猶子の字は、文定の改むる所なるを。伊川嘗つて之を非とするを以つての故なり。殊に知らず。伊川之を非とすると雖も、然れども未だ一字をも替へ得ること有らず、亦且く只だ俗に従ふことを得たり。若し改めて猶子と爲さば、豈に俗を駭かさざらんや。禮に據りて、兄弟の子は當に従子と稱するを是と爲すべし。曾祖よりして、下三代は従子と稱し、高祖より四世にして上は、族子と稱す。

礼の関連文献の中で、妻の父を舅きやうと云つておる。『爾雅』の釈親の項に、「我を舅と呼ぶ者に対しては、吾は甥と稱呼する」とある。このように、舅を「しう」とか「おち」とか云うように、古い礼では、甥の字を使用する稱謂内容はきわめて多岐である。たとえば、婿むすこを甥せうと云い、また姑おばの子をも甥と稱謂するようなものである。或人が問う、姪の字は本来兄弟の子の稱謂であるべきではないのでしょうか、と。言う、その通りだ、と。程伊川が、兄弟の子の稱謂について言及しており、胡安國の家では、子弟を猶子と稱呼しているとす。『礼記』の檀弓上に「兄弟の子の服には、猶お子のごとく期の喪に服するのである」とある。その事から考えると、猶子はまた兄弟の子の稱呼ではないことがわかるのである。私がある時よく考察して見ると、胡文定の家では、伊川の「語錄」や一般に家庭内で「姪」と説明すべき所を、皆猶子と作ったのである。だから、私は何時も疑問をいだいていた。ところが、その後、他の版本を見ると、それにはただ姪の字に作つてあったので、猶子の字は、胡文定が恣意的に改作したことが、判然として来たのである。伊川はその稱呼の間違ひであることを指摘しているからである。しかし、伊川はこれ

を不正だとしながらも、その間違ひを一字をも改め替へることをしないで、しばらくただそのままにしておいた真意は、特に理解できないのである。若しも、猶子と改作したならば、どうして俗世間をおどろかさなうか、おどろかす結果となる。礼經の正しい稱謂に根拠をおいて、兄弟の子は、まさしく従子と稱呼すべきが、正しいのである。その場合、曾祖より以下三代の兄弟の子は従子と稱呼し、高祖より四代以上には、同族の子ともと稱呼するのである。

△大意 親屬關係の稱謂が多岐に使用されており、胡氏の猶子の使用例を挙げて、その正しい稱謂について言及しておる。

注 ○妻之父曰舅「礼記」の坊記に「婿親迎見於舅姑」と、その鄭注に「舅姑、妻之父母也」とある。○謂我舅「爾雅」釈親の文。喪服鄭注に「母之昆弟」と、「爾雅」に「母之昆弟爲舅」(釈親)ともある。○甥字「喪服鄭注に「姊妹之子」と、「爾雅」に「姑之子爲甥、舅之子爲甥、妻之昆弟爲甥、姊妹之夫爲甥」(釈親)と、「孟子」に「帝館甥于貳室」(萬章下)と、その集註に「堯以女妻舜、故謂之甥」とある。○姪「爾雅」に「女子謂昆弟之子爲姪」(釈親)と、喪服に「謂吾姑者、吾謂之姪」ともある。清の趙溧は「俗稱兄弟之子曰姪、非也。凡男子稱兄弟之子、當曰從子」。經書所載、未嘗稱姪者、姪乃兄弟之女也。故姪字從女旁也」(陔餘叢考)・姪と云う。○伊川「二程遺書」に見ゆ。○礼「檀弓上に「喪服、兄弟之子猶子也」とある。なお、伊川の猶子に関する朱子の所見は、拙稿「二程子礼説考」(吉岡博士還暦記念「道教研究論集」道教の思想と文化)「國書刊行會・五十二年二月刊」を参照。

(43) 始封之君、不臣其兄弟。封君之子、不臣其諸父。不忘其舊也。公疏

始封の君は、其の兄弟を臣とせず。封君の子は、其の諸父を臣とせず。其の舊を忘れざればなり。

始めて諸侯に封せられた君主は、自分の兄弟たちを臣として取り扱わない。また、諸侯に封せられた君主の適子は、その父の兄弟たちを臣として取り扱わない。それは、もとの肉親としての人倫關係を忘れないか

らである。

△大意▽ 君主が兄弟を、君主の子が諸父を臣として取り扱わないことを説いている。

注 ○公謹―李文字。李方子（字は公晦）の弟。邵武光沢の人。

(44) 喪服五服皆用麻。朋友麻。是加麻於弔服之上。麻謂經也。閔祖喪服、五服には皆麻を用ふ。朋友のために麻すは、是れ麻を弔服の上に加ふ。麻は經を謂ふなり。

喪服五等の服には、皆麻の經・帶を用いる。經文に朋友のためには麻すとは、麻の經・帶を弔服の上に加えることである。その麻のことを經と云うのである。

△大意▽ 喪服に加える麻について述べる。

注 ○五服―喪中に着る麻製の衣服を、斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻の五等に分ける。○朋友麻―喪服の經文。その訳は、自國にいる場合、朋友のためには、弔服に麻の經・帶を加えるとなる。この經文の鄭注に「朋友雖無親、有同道之恩、相為服三總之經帶」と。孔頴達は「謂經與帶皆用麻、既葬除之」（胡氏正義引）とする。胡氏は「正義」に朱子の此の節の文を援引している。

(45) 問、改葬緦。鄭玄以為、終緦之月數、而除服。王肅以為、葬畢便除、如何。曰、如今不可考。禮宜從厚。當如鄭氏。問、王肅以為、既虞而除之。若是改葬、神已在廟久矣。何得虞乎。曰、便是如此而今都不可考。看來也須當反哭於廟。問、鄭氏以為、只是有三年服二者、改葬服緦三月。非三年服者、弔服加麻、葬畢除之否。曰、然。子思曰、禮父母改葬、緦而除、則非父母不服緦也。賀孫

問ふ、「改めて葬れば緦す」と。鄭玄以為、終の月數を終へて服を除す。と。王肅以為、葬り畢れば、便ち除す、と。如何ん、と。曰く、如今考ふべからず。禮は宜しく厚に従ふべく、當に鄭氏の如くなるべし、と。問ふ、王肅以為、既に虞して之を除く、と。若し是れ改め

葬れば、神は已に廟に在ること久し。何ぞ虞することを得んや、と。曰く、便ち是れ此の如くにして、今都て考ふべからず。看來たれば也た須當く廟に反哭すべし、と。問ふ、鄭氏以為、只だ是れ三年の服有る者は、改めて葬れば、緦を服すること三月なり、と。三年の服にあらざる者は、弔服して麻を加へ、葬り畢りて之を除くや否や、と。曰く、然り。子思曰く、禮に父母改葬するときは、緦して除く、と。さすれば則ち父母にあらざれば緦を服せず、と。

問う、「儀禮」經文に「改めて葬るには、主葬者は緦麻・三月に服する」とあるについて、鄭玄は、緦の月數を終つてから服を除くと考えており、王肅は、葬が終れば服を除くと考えていますが、どういふことなのでしょう、と。言う、今日では、その儀禮について考えることはできない。しかし、儀禮は厚きに從うが宜とされるので、当然、鄭氏説が適当なように思える。と。問う、王肅は、虞祭が終ると服を除くと考えているが、若しも改めて葬るのであれば、すでに久しく親靈は廟内におられるので、どうしてそこで虞祭をすることができましようか、と。言う、この事については、全くその通りであつて、今日ではその内容については、全く考えることはできないのである。だが、よく考えて見ると、当然廟に反り哭すべきであろう、と。問う、鄭氏は、ただ三年の喪に服す者すなわち父母を改めて葬るには緦麻・三月に服すると考えていますが、三年の服でない者の場合には、弔服して麻を加え、葬り終つてからそれを除くのでしょうか、と。言う、その通りだ。子思が禮經文に父母を改めて葬るには、緦麻・三月に服して、葬が終ればこれを除く、と云つてるところからすれば、父母でなければ緦に服することはしないのである、と。

△大意▽ 「改葬緦」の具体的儀節について論及する。

注 ○改葬緦―喪服の經文の文で、「改めて葬するには緦す」（墳墓が自然災害など、やむを得ない事情でこわれたような場合は、それを葬つた時と同

じ礼で、改めて葬るが、親しく尸柩が見えるのであるから服しないというわけにはゆかない。そこで、主葬者は緦麻・三月に服するのである」とある。○鄭玄……経文の鄭注に「緦三月而除之」とある。○王肅……胡氏正義引に「本有三年之服者、道有遠近、或有親故、既葬而除不得待、有三月之限。今案、馬注与鄭略同。唯云事已而除、不必三月為異。王注亦謂不待三月。後儒多從鄭說」とある。○子思曰……「偽孔叢子」抗志篇に「衛司徒文字改葬其叔父、問服於子思。子思曰、礼、父母改葬緦、既葬而除之、不忍無服送三至親也。非父母無服、無服、則弔服而加麻」とある。

既夕

(46) 問、朝祖時、有_レ遷_レ祖奠_二。恐在_二祖廟之前_一、祖無_レ奠、而亡者難_二獨享_一否。曰、不_レ須_三如此理會_一。禮說有_レ奠處、便是合_レ有_レ奠。無_レ奠處、便合_レ無_レ奠。更何用_レ疑。其他可疑處却多。如_三溫公儀_一、斬_・齊古制、而功緦又却不_三古制_一。是何說也。古者五服皆用_レ麻。但有_二等差_一。皆有_レ冠_・經。但功_・緦之經小耳。今人吉服不_レ古、而凶服古、亦無_レ謂也。今俗喪服之制、下用_三橫布一作_二襪_一。惟斬衰用_レ不得。淳○義剛同。

問ふ、祖に朝する時、祖に遷す奠有り。恐くは、祖廟の前に在りて、祖には奠無くして、亡する者獨り享け難んや否や、と。曰く、須らく此の如く理會すべからず。禮に、「奠有り」と説く處は、便ち是れ合に奠有るべし。「奠無し」とする處は、便ち合に奠無かるべし。更に何ぞ疑ふことを用ひん。其の他の疑ふべき處は、却て多し。溫公の儀の如く、斬_・齊は古制にして、功_・緦は又却つて古制ならず。是れ何の説ぞや。古者、五服皆麻を用ふ。但だ等差有るのみ。皆冠_・經有り。但だ功_・緦の經は小なるのみ。今の人、吉服古ならずして、凶服古なるは、亦謂ひ無きなり。今の俗、喪服の制、下に横布を用ひて襪と爲す。惟だ斬衰にのみ用ふることを得ず、と。

問う、柩を遷して祖に朝する時に、遷祖の奠がある。多分、この奠は、祖廟の前にそなえられるのであって、祖廟の前に奠がなくて、死

者だけが奠を享けることは難しいのではないでしょう。か、と。言う、そのように理會する必要はないのである。礼經の中で、「奠が有る」と説いているところは、当然奠があるべきであり、「奠が無い」と説いているところには、当然奠はないのであって、それ以上、疑問をさしはさむ必要はないのである。ところが、それ以外の處で、疑わなければならない問題が多く存するのである、と。司馬溫公の「書儀」に説いている斬衰_・齊衰の喪服は、古い時代の制度によつていて、大功_・小功に関する喪服は、むしろ古い制度によらないで、不整合に考へられているのは、一体どうしたことなのだろうか。古は、五等の服には、皆麻を用いたのであるが、それにも等差が考えられていたのである。また、それぞれ皆冠_・經を着用したのであって、ただ、大功_・小功と緦麻との經だけは、小さいものを着用したのであった。今日の人々が着用する吉服は、古い制度によつたものではないが、逆に凶服に関しては、古い制度に従つて規定されているのも、また、理由のないことである。今日、一般に通用している喪服の制度は、下の裳に横布を用いて襪となすのである。ただ、斬衰の服には、これを着用することはできないものである、と。

大意▽朝祖の時の遷祖奠のことに言及して、礼經中にも、問題点が多く存することを、喪服を例として挙げて、説明している。

注 ○朝祖時……「既夕礼」の經文に「遷_三祖用_レ軸_一。重先奠從。……乃奠如初……」とあるをうける儀節で、鄭注に「遷_三也。徙_三祖、朝_三祖廟也。……為_三遷祖奠也……」と云っている。柩を遷して、祖廟に朝し、遷祖奠を設ける時、前の奠を新奠のために撤去するので、その奠の所在について言及したのである。○溫公儀……「書儀」卷六の「喪儀」二の「五服制度」を指すのである。○襪……一般には、衣と裳とをつらねたひとえもの意。ここでは、裳の横幅を用いるもの、もすそのよこはばぎれを襪と、云うのである。

少牢饋食

(47) 儀禮日用_三丁_・己_一。按_三注家說_一、則當_レ作_三丁_・己_一。蓋_三十干中柔日

也。雉

『儀禮』に「日は丁・己を用ふ」と。注家の説を按ずれば、則ち當に丁・己に作るべし。蓋し、十千の中の柔日なり。

『儀禮』の「少牢饋食礼」には、「祭日として丁か己かの日を用いる」とある。この事について、注家の諸説を考えて見ると、当然これは丁と己となすべきである。思うに、丁と己とは十千の中の柔日であるからだ。

(昭和五十四年九月二十八日受理)
(昭和五十五年三月二十七日発行)

△大意▽ 少牢饋食礼を実施する柔日について述べる。

注 注家…この経文の鄭注には、『礼記』曲礼上・表記の「外事以剛日、内事以柔日」を援引しており、その賈疏に「外事以剛日、内事以柔日」。内事謂冠昏祭祀出郊。外事謂征伐巡守之等。甲丙戊庚壬為剛日。乙丁己辛亥為柔日」とある。○雉—吳雉、字は和中。福建省建陽の人。慶元年間(195~1200)・朱子六十五歳以後の問答を記録する。

(48) 儀禮饋食之詞、曰、適爾皇祖伯某父。伯、伯・仲・叔・季也。某、字也。父、美稱助辭也。振

『儀禮』の「饋食」の詞に、曰く、「爾の皇祖伯某の父に適く」と。

伯は、伯・仲・叔・季なり。某とは字なり。父は、美稱で助辭なり。

『儀禮』の「特性饋食礼」の尸を筮うことを命じた詞に、「爾の皇祖伯某の父の所にまゐります」と言っている。その伯は、長を伯、次を仲、又次を叔、末を季というところの伯のことである。某とは、その字なのである。更に、父とは、男子の美稱で、助辭のはたらきをするものである。

△大意▽ 饋食礼の「伯某父」の解釈をする。

注 ○儀禮…これに該当する経文は、「特性饋食礼」の「筮尸」の礼すなわち尸を筮うことを命じた辞、「孝孫某、諏此某事、適其皇祖某父」…とあるに近い。更に「少牢礼」には、「筮尸・宿尸・宿諸官」の辞に「…用薦歳事于皇祖伯某、…尚饗」とか、「陰厭」の礼の祝辞にも見える。○父—「春秋」隱公元年に「三月公及邾儀父盟于味」とあり、その穀梁伝に「儀字也。父猶傳也。男子之美稱也」とある。○振—吳振、

字は子奇。浙江省郵興の人。朱子六十四歳の記録者である。

(卷八十五 終)